

角田市

子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

宮城県角田市

はじめに

急速な少子高齢化、人口減少による家族形態の変化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化する今日、子どもを産み、育てることに不安を感じる家庭は少なくなく、また、保護者の就労状況に伴い保育ニーズの多様化も進んでいます。

このことから、国をはじめ、行政や地域社会全体で、子育てを支援する新しい仕組みを構築するということが時代の要請、社会の役割となっています。

子ども・子育て支援について本市では、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「角田市子育て支援行動計画（前期計画）」を、平成22年には「角田市子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりに取り組んでまいりました。これらの計画では、子育て中の親だけではなく、次代を担う子どもたちへの支援を行うとともに、安心して子どもを産み、育てられるようなまちづくりの推進に向け、鋭意取り組んでまいりました。

こうした中、国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みが定められたことに伴い、この度本市では、平成27年度からの5年間を第1期とする「角田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、平成19年1月に制定しました『かくだ市民子育て憲章』の趣旨に基づき、“家庭で、仲間で、地域で、みんなが子育てを楽しむ 心ゆたかな角田っ子の育成”を基本理念に、これまで推進してきた角田市子育て支援行動計画の施策を引き継ぎながら、より一層、子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととしています。

最後に、本計画の策定にあたり御尽力いただきました「角田市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」、「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様から心から御礼申し上げます。

平成27年 3月

角田市長 大友 喜助



もくじ

序章 少子化対策の背景と新制度の概要	3
1 国における少子化対策の経緯	3
2 新たな子育て支援制度の検討の背景	4
(1) 新制度の主なポイント	4
(2) 子ども・子育て会議の設置	5
(3) 新制度の全体像	6
3 新制度の事業体系	7
(1) 子どものための教育・保育給付	7
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類	8
(3) 保育の必要性の認定について	8
4 新制度における公費の仕組み	10
(1) 幼稚園に対する公費の仕組み	10
(2) 保育所に対する公費の仕組み	11
(3) 施設型給付の算定方法	12
第1章 計画策定にあたって	15
1 計画策定の趣旨	15
2 計画の位置づけ	15
3 他計画との関係	16
4 計画期間	16
5 計画の策定体制と市民意見の反映	17
6 県や近隣市町村との連携	17
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	21
1 本市における人口と子ども人口の状況	21
(1) 人口と子ども人口の推移	21
(2) 合計特殊出生率の推移	22
2 子育て家庭の状況	23
(1) 子育て世帯の推移	23
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	24
3 就労状況	25
(1) 本市の就業率	25
(2) 母親の就労状況	26



4	子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	29
	（1）子育て支援事業の提供体制.....	29
	（2）子育て支援事業の利用状況.....	30
5	施策の進捗評価.....	32
6	本市における子ども・子育て支援の課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方.....		37
1	計画の基本理念等.....	37
2	計画の基本目標.....	39
3	施策の展開図.....	40
第4章 子ども・子育て支援の事業展開.....		43
1	教育・保育事業等の提供区域.....	44
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	45
	（1）推計の手順.....	45
	（2）子ども人口の推計.....	46
	（3）家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出.....	47
	（4）教育・保育事業のニーズ量見込み.....	48
	（5）地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み.....	49
3	施設型給付事業.....	50
	（1）教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	50
	（2）保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	50
	（3）認定こども園（再掲）.....	51
4	地域型保育給付事業.....	53
	（1）小規模保育事業.....	53
	（2）家庭的保育事業.....	53
	（3）事業所内保育事業.....	54
	（4）居宅訪問型保育事業.....	55
5	相談支援事業.....	56
	（1）利用者支援事業.....	56
	（2）地域子育て支援拠点事業.....	56
6	訪問系事業.....	58
	（1）乳児家庭全戸訪問事業.....	58
	（2）養育支援訪問事業.....	58
7	通所系事業.....	60



(1) 一時預かり事業.....	60
(2) 延長保育事業.....	61
(3) 病後児保育事業.....	61
(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	62
8 その他事業.....	64
(1) ファミリー・サポート・センター事業.....	64
(2) 妊婦健康診査.....	65
9 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について.....	66
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方.....	66
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援.....	66
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実.....	67
(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携.....	67
(5) 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携.....	68
第5章 次世代育成支援の施策展開.....	71
基本目標Ⅰ 明るく子育てしやすい家庭づくり.....	72
施策方向1 子育てサービス・サポート体制の充実.....	72
施策方向2 すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり.....	73
基本目標Ⅱ 安心して働ける子育て環境づくり.....	76
施策方向1 働きながらの子育て支援.....	76
施策方向2 就労環境の改善・整備の促進.....	78
基本目標Ⅲ すこやかな子どもと親の健康づくり.....	79
施策方向1 安心な母子保健医療サービスの充実.....	79
施策方向2 子どもの健康づくりと心身の成長.....	81
基本目標Ⅳ 子育てを支える地域づくり.....	83
施策方向1 子育て支援地域ネットワークの充実.....	83
施策方向2 子どもの健全育成の推進.....	84
基本目標Ⅴ 安全に安心して学び、遊べる環境づくり.....	86
施策方向1 子どもがいきいきする教育の推進.....	86
施策方向2 安全・安心なまちづくりの推進.....	87
第6章 今後の取組体制.....	93
1 推進体制の整備.....	93
2 計画の進行管理.....	93



資料編.....	97
1 子ども・子育て会議.....	97
(1) 角田市子ども・子育て会議条例.....	97
(2) 委員名簿.....	98
(3) 子ども・子育て会議の開催日と審議内容.....	99

序章



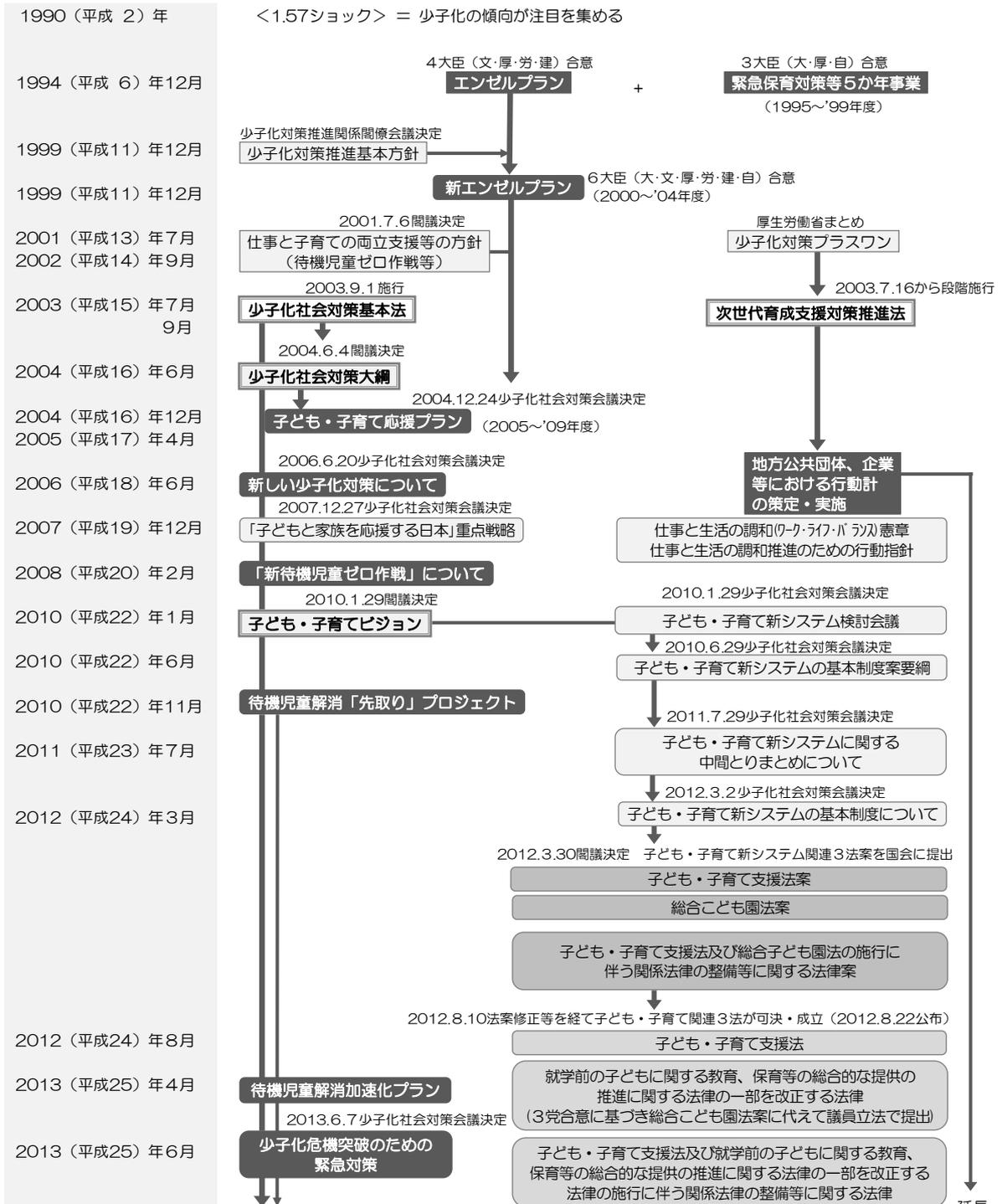
少子化対策の背景と新制度の概要

序章 少子化対策の背景と新制度の概要

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた少子化対策は下図のとおりであります。抜本的な見直しを図るべく、子ども・子育て支援新制度が創設されました。

図1 国における少子化対策の経緯



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より

2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことなどが問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人も多いのが現状です。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援が一本化されます。

また、「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、3人以下（補助者がいる場合は5人以下）の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どものみを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとしました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度が改善されます。客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市は、認可施設・事業に対し、「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導・監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などの事業を、「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

（２）子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、検討を行っています。

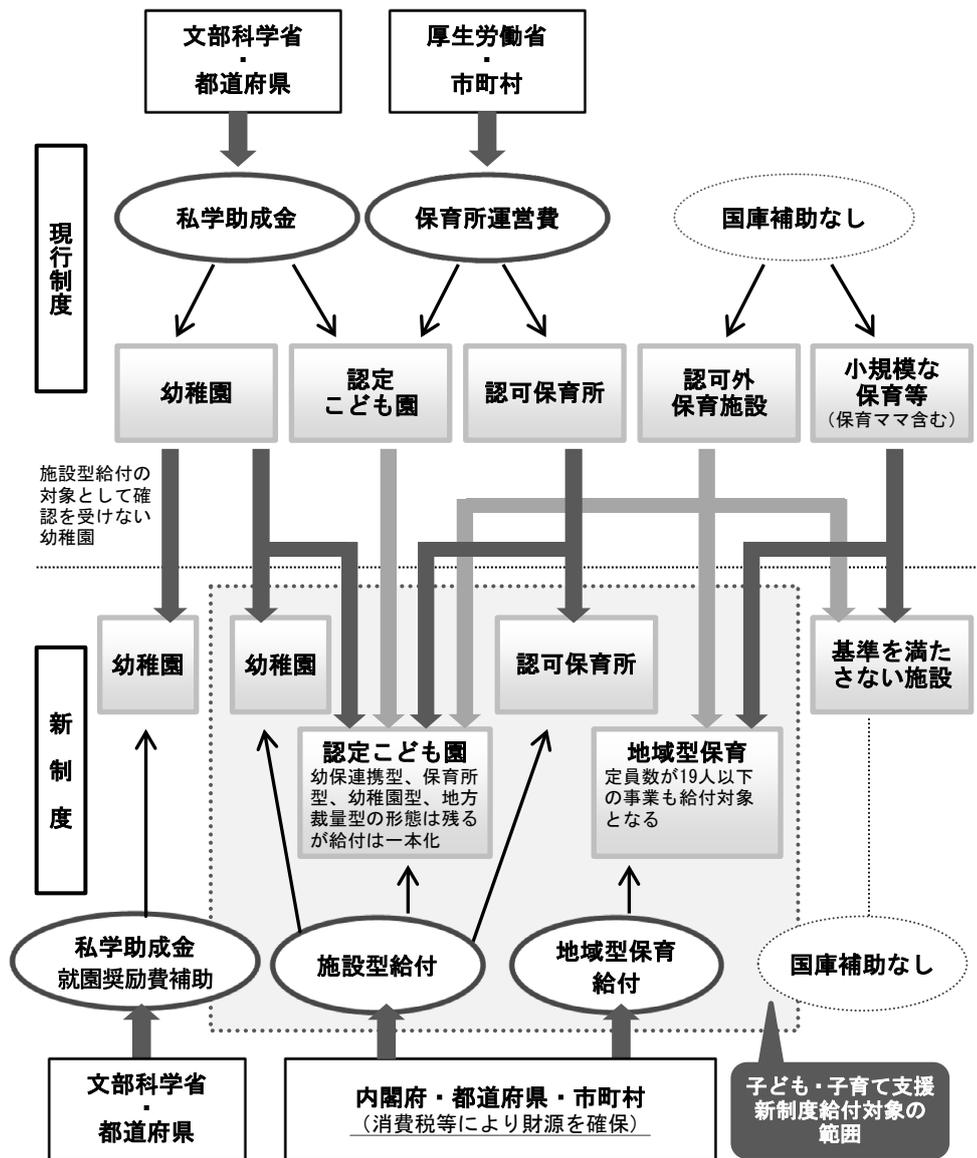
また、都道府県、市町村においても、新制度の実施に関し調査・審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。

(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の質の向上・量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設が代理で給付を受け、保護者は施設からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」の教育・保育施設です。市町村が各施設に対して施設型給付費を支給することになります。

また、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

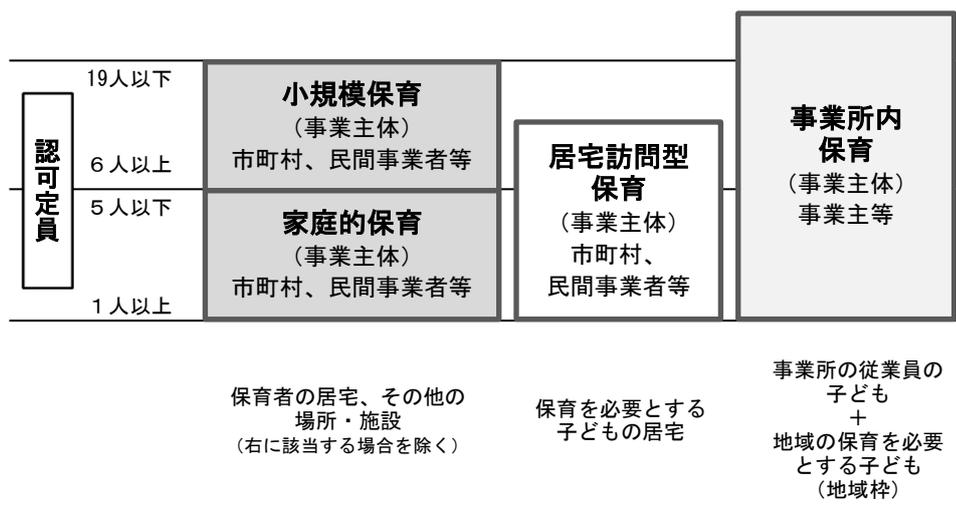
- a. 満3歳以上の子どもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満の子どもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類です。

図3 地域型保育事業の構成



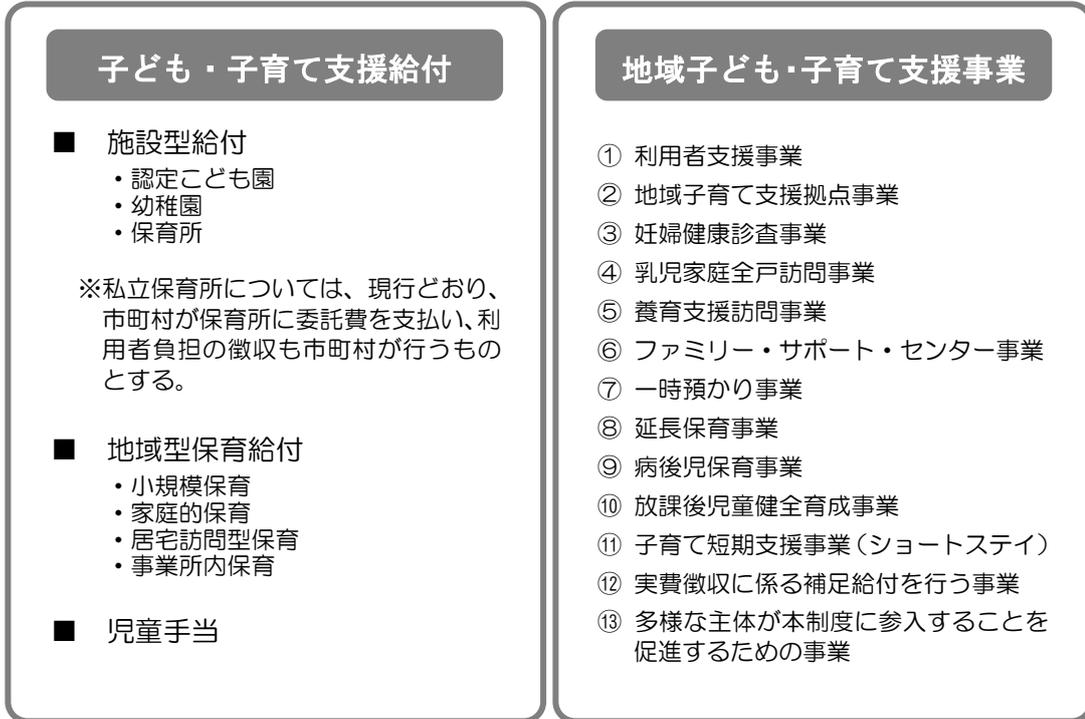
保育の実施場所等

資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。これらの事業は子ども・子育て支援法で定められており、実施した場合は交付金の対象となります。

図4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（保育の必要性あり）	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（保育の必要性あり）	保育所 認定こども園 地域型保育

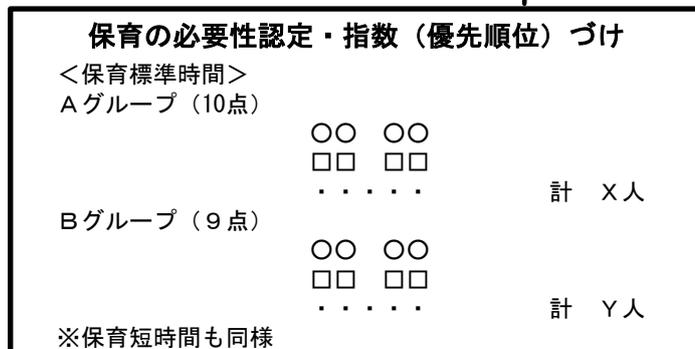
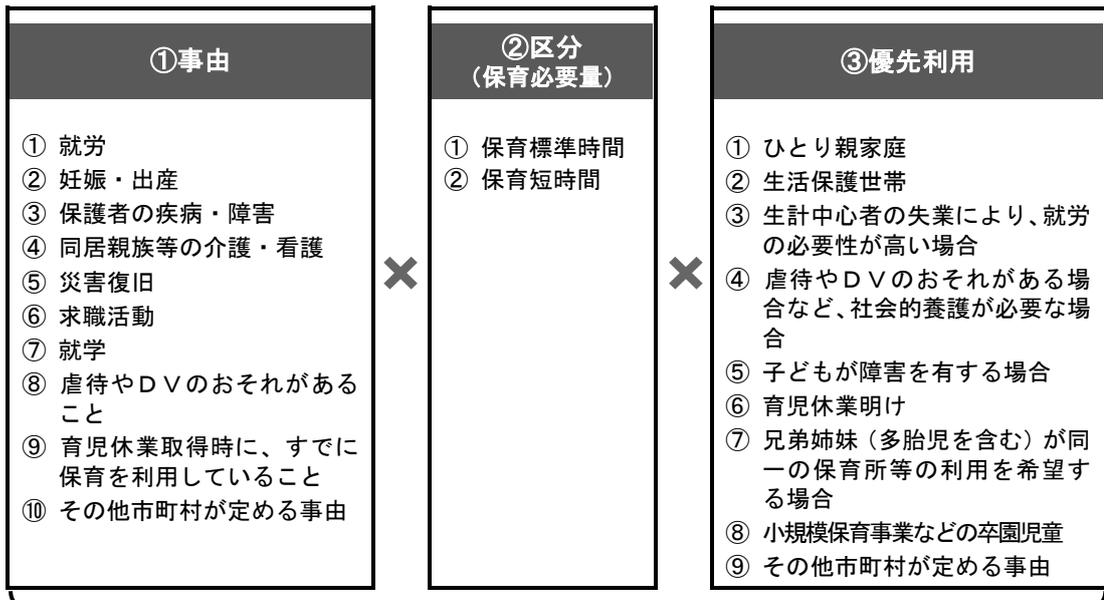
■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして角田市が定める事由
区 分※	①保育標準時間（最大11時間以内の利用） 主にフルタイムの就労を想定した利用 ②保育短時間（最大8時間以内の利用） 主にパートタイムの就労を想定した利用 (角田市では、就労下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待の恐れのあるケースの子ども 等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図5 保育の必要性の認定



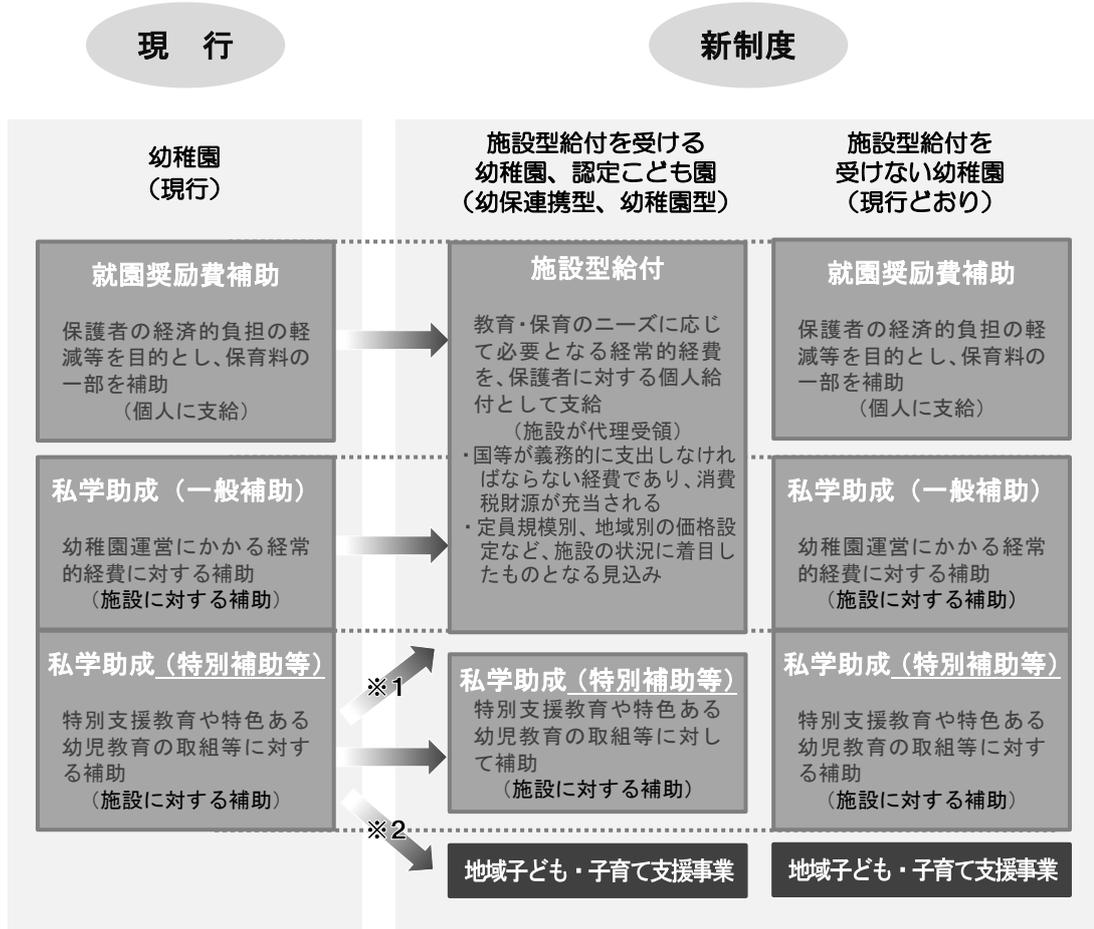
資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案

4 新制度における公費の仕組み

(1) 幼稚園に対する公費の仕組み

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図6 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（幼稚園）



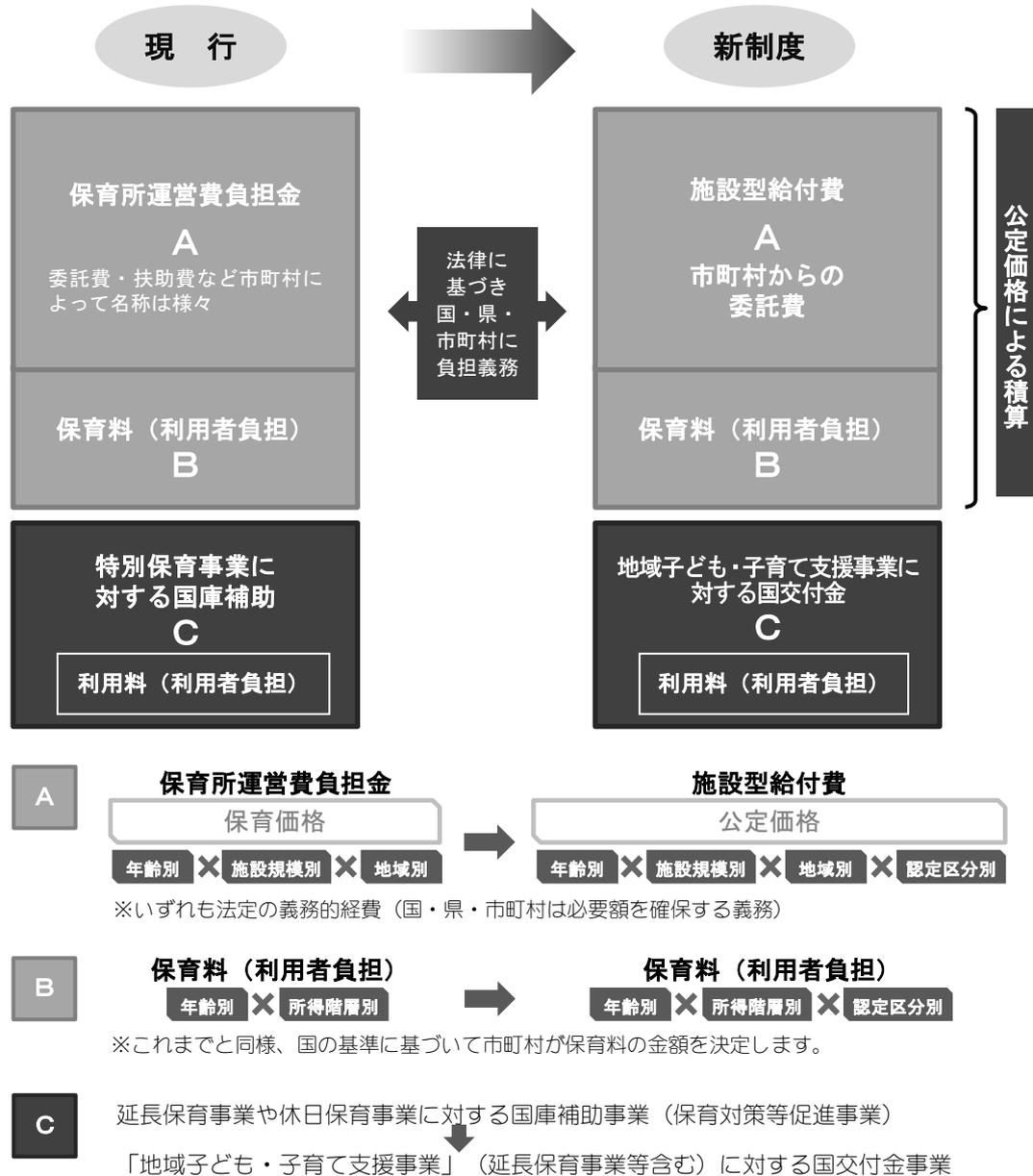
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成（特別補助）を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

※2 現行制度において私学助成（特別補助）を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

(2) 保育所に対する公費の仕組み

新制度では、保育所に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じ仕組みとなっています。

図7 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（保育所）



(3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

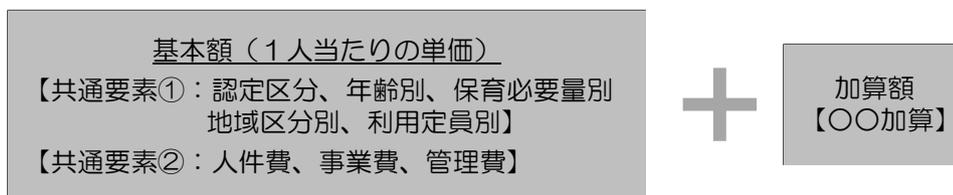
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

※ 定められた保育料のほかに、保護者から教材費等の実費徴収や教育・保育の質の向上に必要な費用を上乗せし、教育・保育施設の収入とすることができます。

◆ 公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要となる費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用は、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図8 公定価格に関するイメージ図



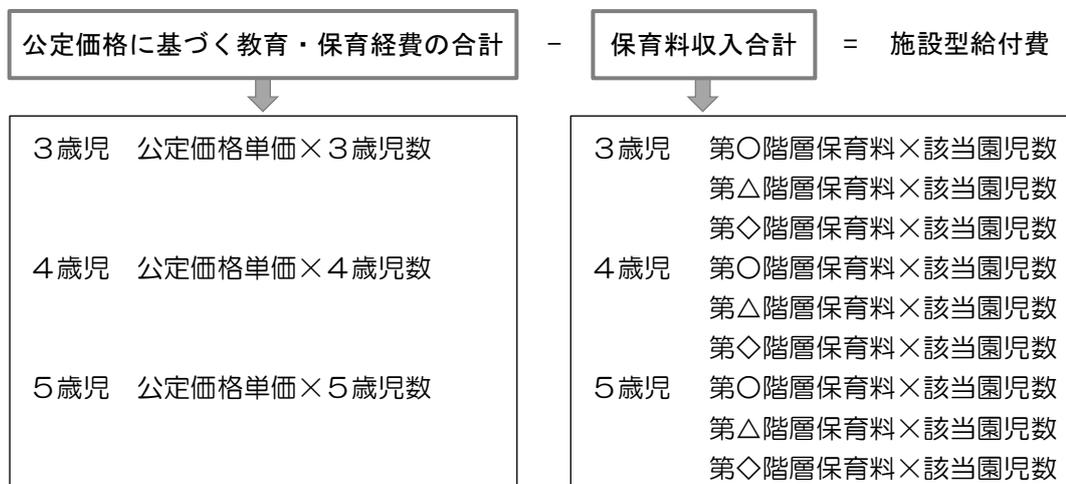
◆ 保育料（利用者負担額）

新制度の保育料等（利用者負担額）の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆ 施設型給付費

○利用者の居住市町村に請求し、居住市町村から教育・保育施設に支払われます。（毎月支払い）

図9 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）



※園児数は当該月の初日 в籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算

第1章



計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が成立し、3法の一つである“子ども・子育て支援法”において「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」こととしていることから、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな成長と学びの場が保障されるよう、良質かつ適切な支援内容が求められます。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族をはじめ、全ての子どもに対して身近な地域において法に基づく支援や援助、保護を可能な限り行うとともに、関連する各種制度と連携しながら一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

角田市（以下「本市」という。）では、序章で前述したような国の少子化対策と併せて、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に角田市子育て支援行動計画（前期）を策定し、本市における子育てを支援してきました。その5年後の平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

そして、平成27年4月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「角田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を作成し、本計画に基づき、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとします。

2 計画の位置づけ

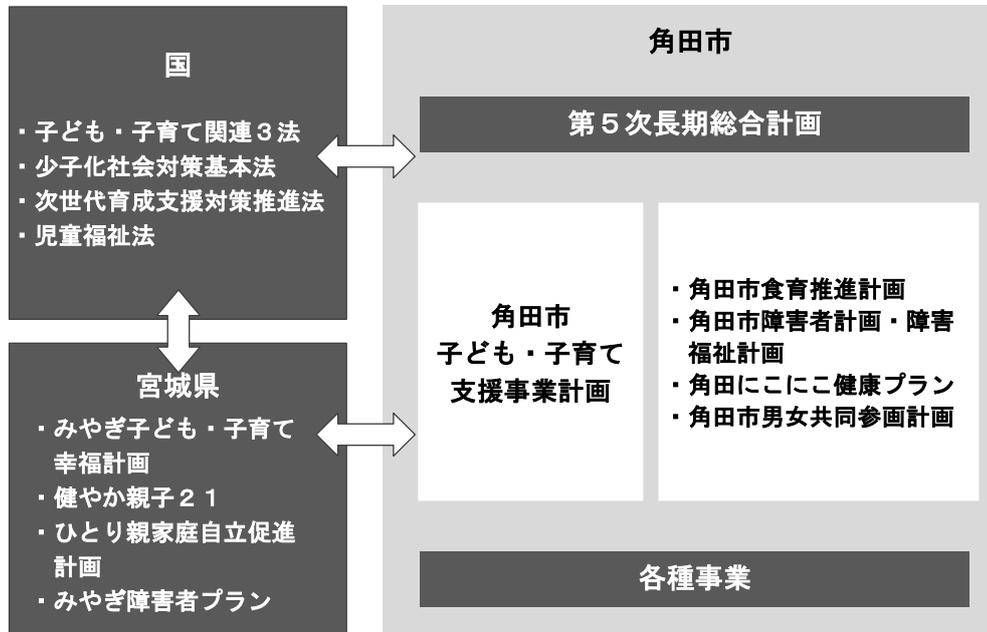
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、平成26年4月に「改正次世代育成支援対策推進法」が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた角田市子育て支援行動計画を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたり、関連する「角田市第5次長期総合計画」、「角田市障害福祉計画」、「角田にここに健康プラン」、「角田市男女共同参画計画」等との整合性を図りました。

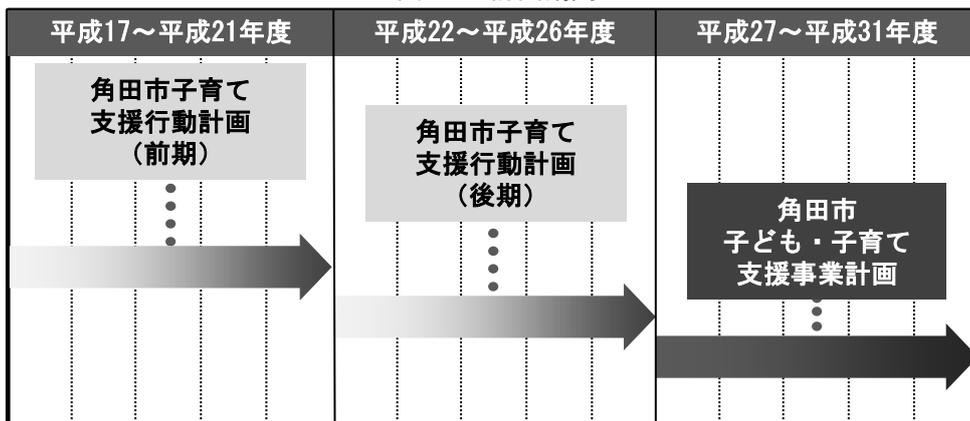
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

図1.2 計画期間

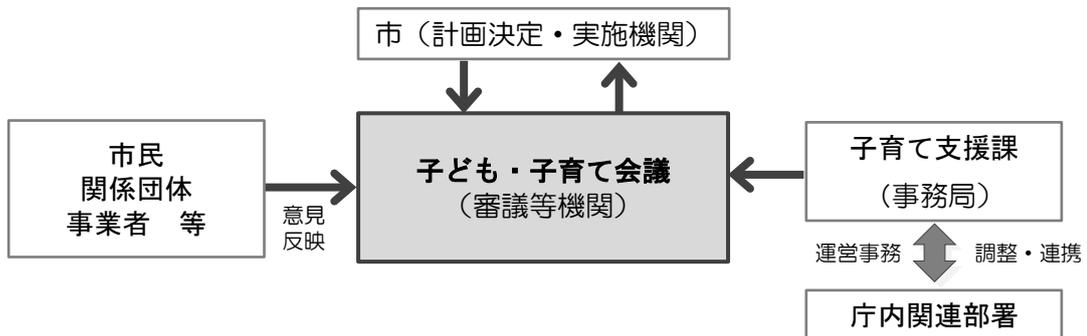


5 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定体制としては、「角田市子ども・子育て会議」と子育て支援に関する関係各課の職員による「角田市子ども・子育て支援事業計画等調整会議」を設け、検討・議論を行い、策定作業を進めました。

また、市民の意見を反映するためにニーズ調査を実施するとともに、計画最終案のパブリックコメントを通して得られた意見を考察した上で計画に反映しました。

図1.3 計画の策定体制



6 県や近隣市町村との連携

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、必要なニーズ量が確保できるよう県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、提供量にかかる確保方策及び実施内容等について、相互に連携を図りました。

第2章



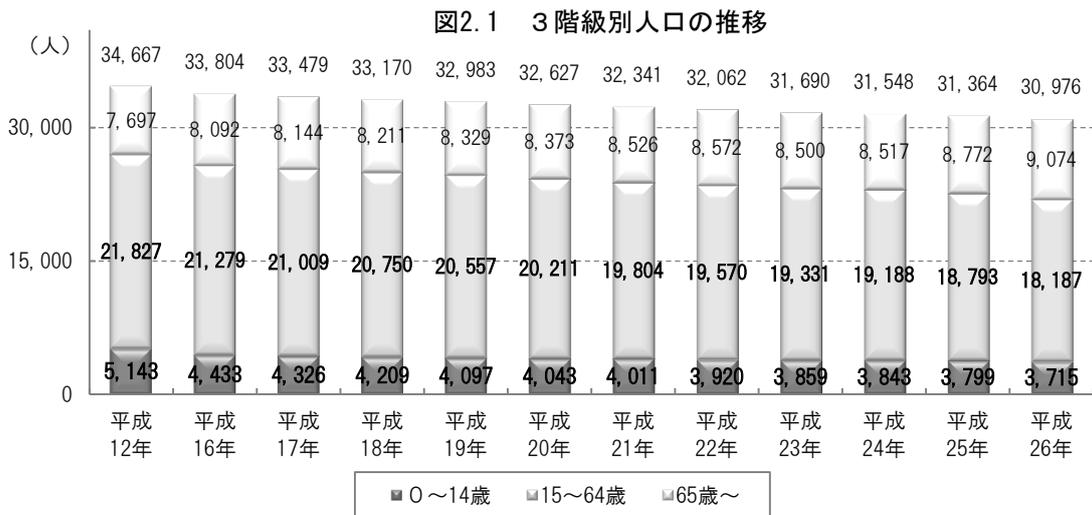
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

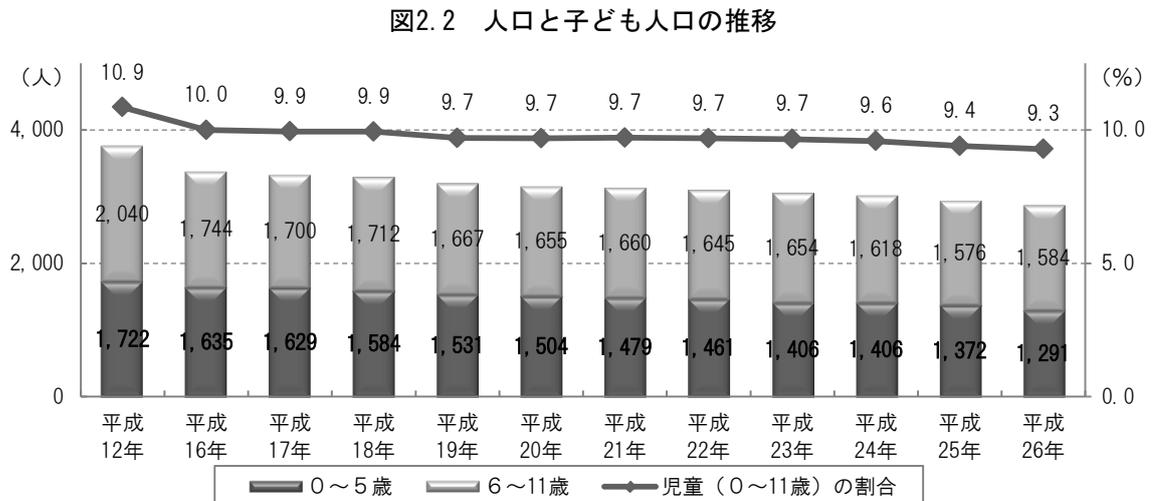
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は平成12年以降減少しています。3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は2割増加し、生産年齢人口（15～64歳）は1.5割減少、年少人口（0～14歳）は3割減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

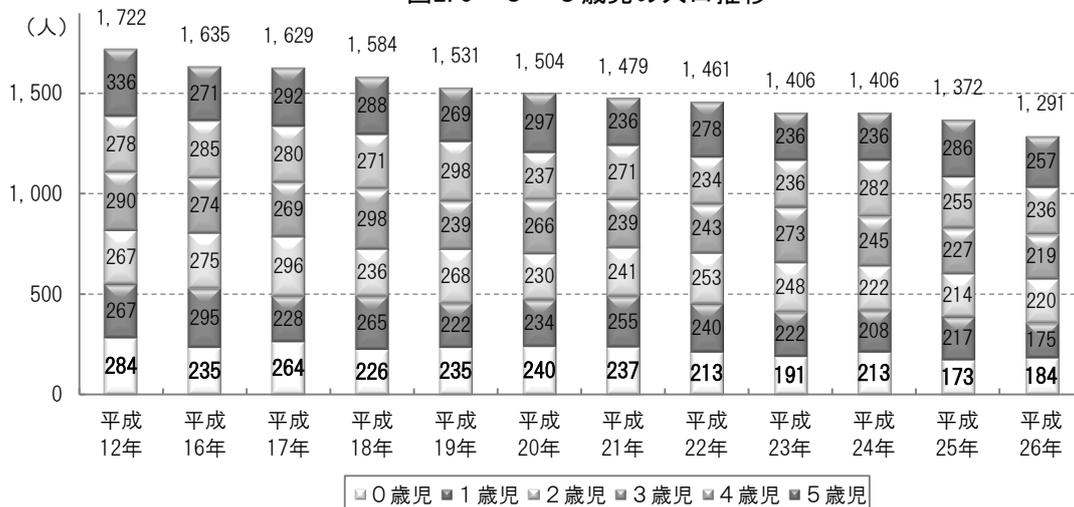
子ども人口（就学前児童及び小学校児童）も平成12年以降減少し、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下しています。特に平成12年から平成16年で6～11歳、平成19年・平成25年ではどちらも、平成26年では0～5歳の減少幅が大きい状況です。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成17年から平成26年にかけて各年齢とも減少しています。特に0歳児が増減を繰り返しながらも3.5割減少しています。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移

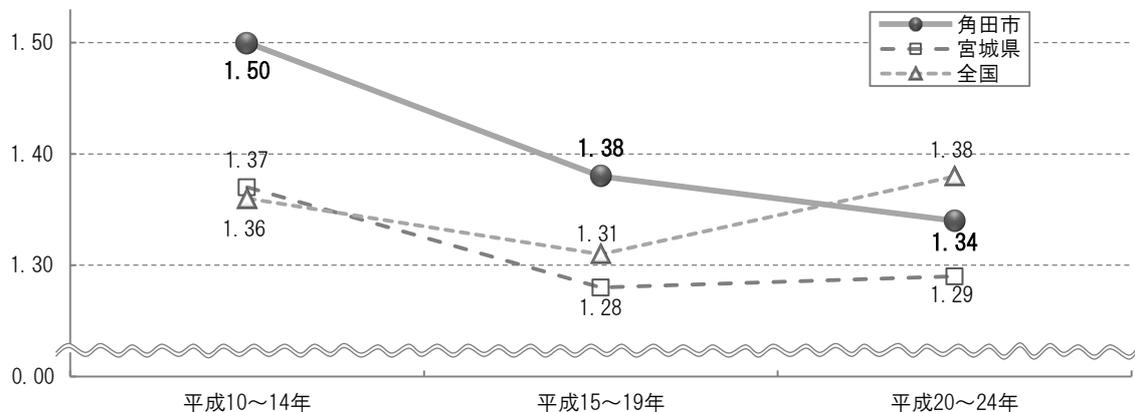


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率をみると、平成10～14年から平成15～19年までは全国・宮城県と同様に低下しているものの、両者を上回る水準で推移していましたが、平成20～24年では宮城県が横ばい、国が上昇しているのに対し、本市は引き続き低下していることから宮城県を上回ってはいるものの、国を下回る結果となっています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



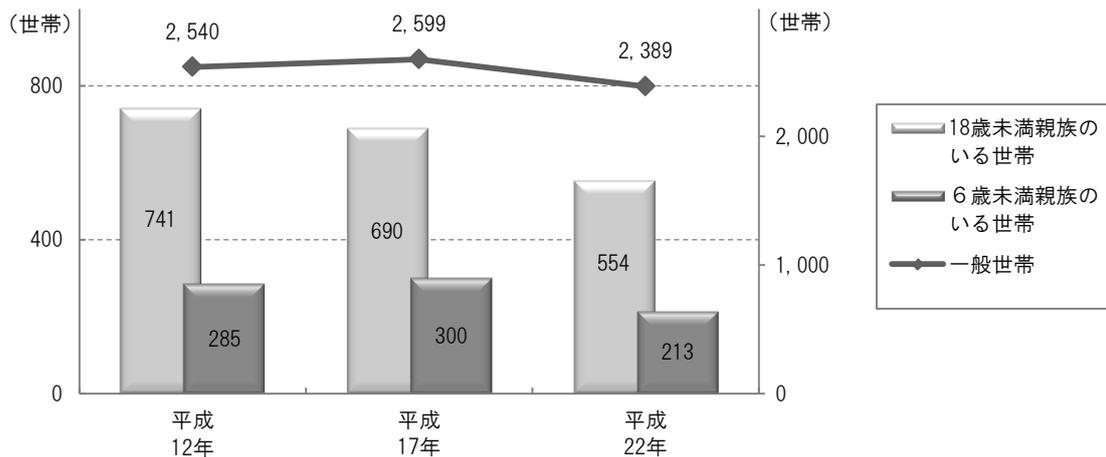
資料：厚労省 人口動態統計（バイズ推定）

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

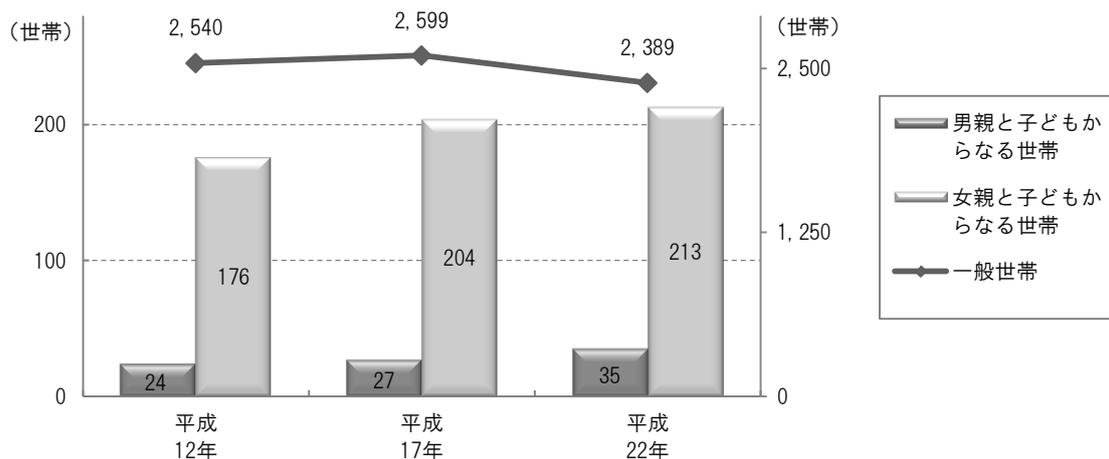
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親と子どもからなる世帯はともに増加しています。特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.6 ひとり親世帯の推移

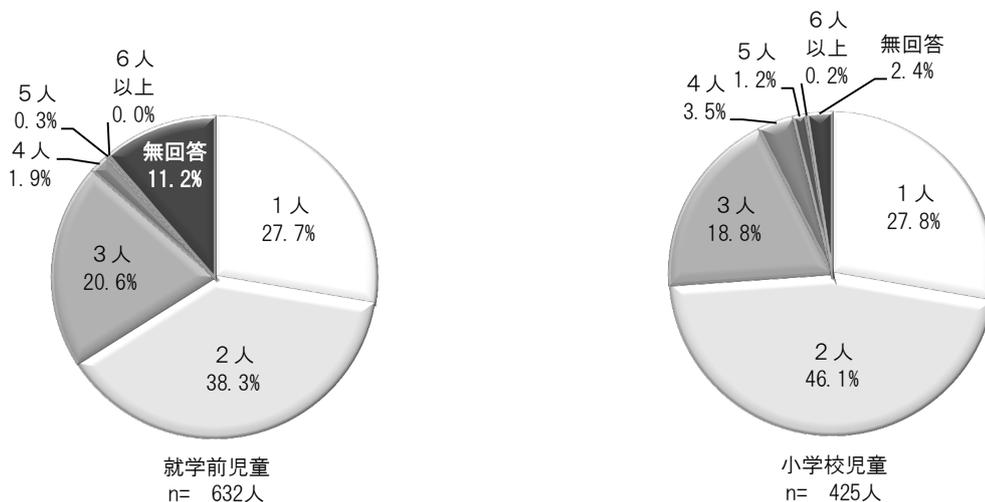


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された子育て世帯に対する子どもの人数は、就学前児童、小学校児童ともに「2人」が最も多く、次いで「1人」、「3人」の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」、「祖父母」が多く、次いで「母親」、「保育所」、「幼稚園」の順となっています。その一方で、育児する上で孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は約8%となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方

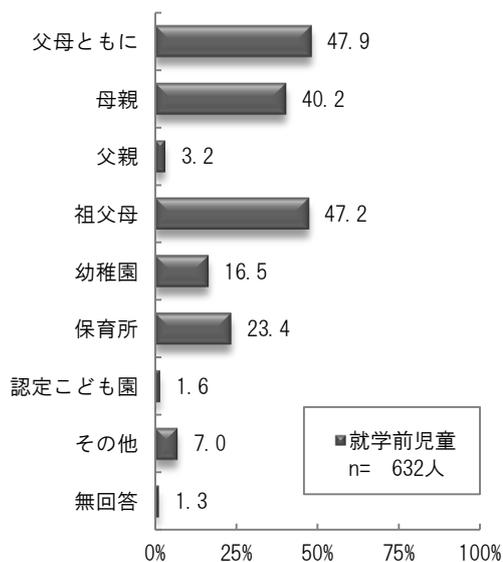
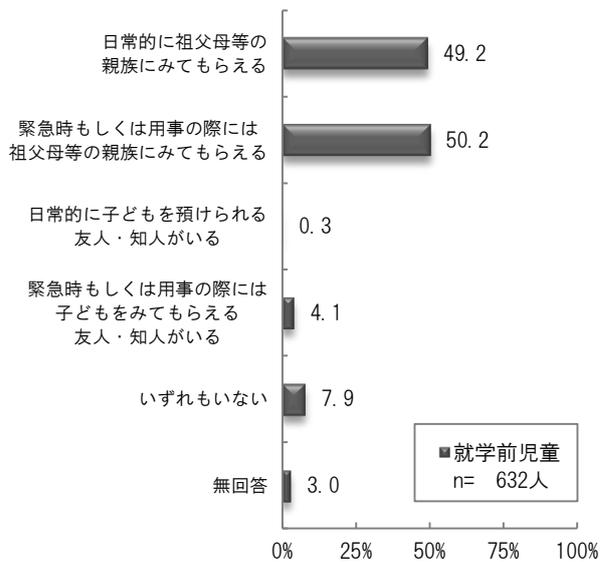


図2.9 主な親族等協力者の状況



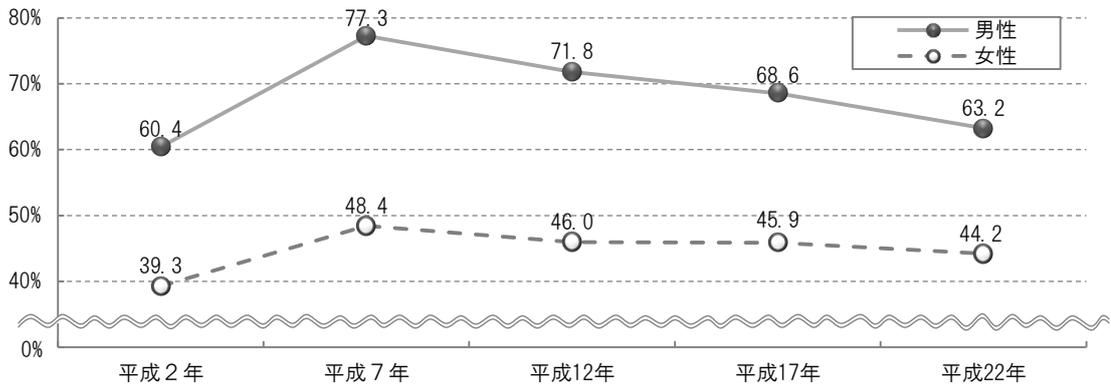
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

3 就労状況

(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、男女ともに平成2年から平成7年にかけて就業率は上昇したものの、その後男性は低下、女性はほぼ横ばい状況です。男性の就業率の低下にはすでに離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。他方、女性の就業率の減少幅が小さいということは、離職する高齢者の数よりも20～50歳代の就業者数の増加が大きいと考えられます。

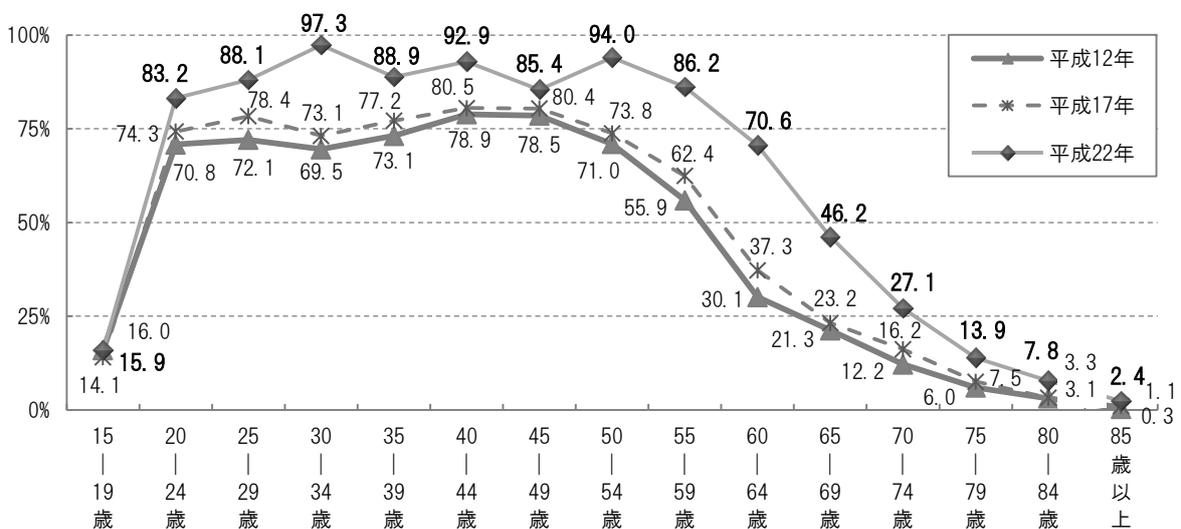
図2.10 男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、平成12年、平成17年と25～29歳と40～44歳をダブルピークとするM字カーブを描いていました。これは、結婚後から子どもの育児（子育て）期間の離職が一因となっていると考えられます。しかし平成22年には全体的に労働力率は上がっていることから、引き続き子どもの育児（子育て）期間の就業を支援できるような環境整備が求められます。

図2.11 女性の年齢別労働力率



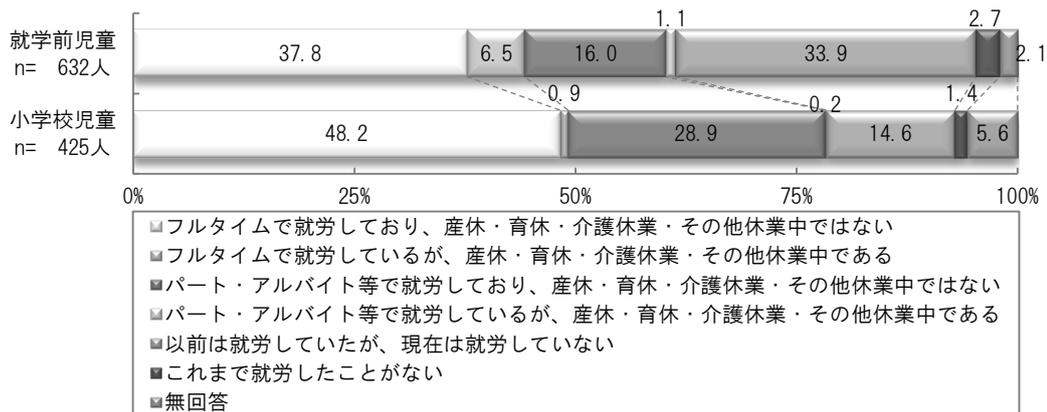
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方は5割強、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割弱となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が8割に近い状況です。

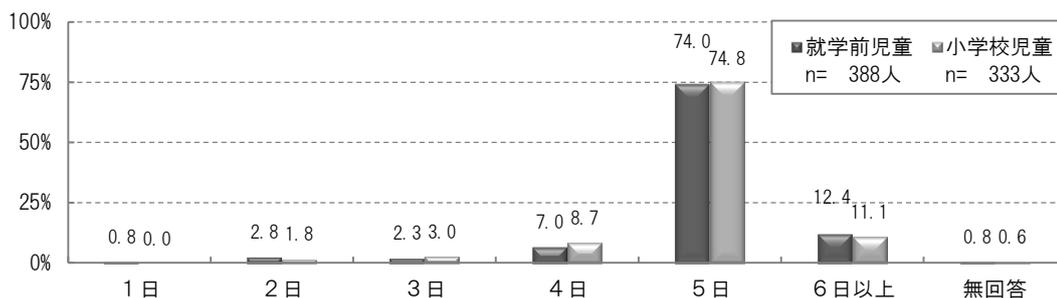
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でともに約1割強であることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

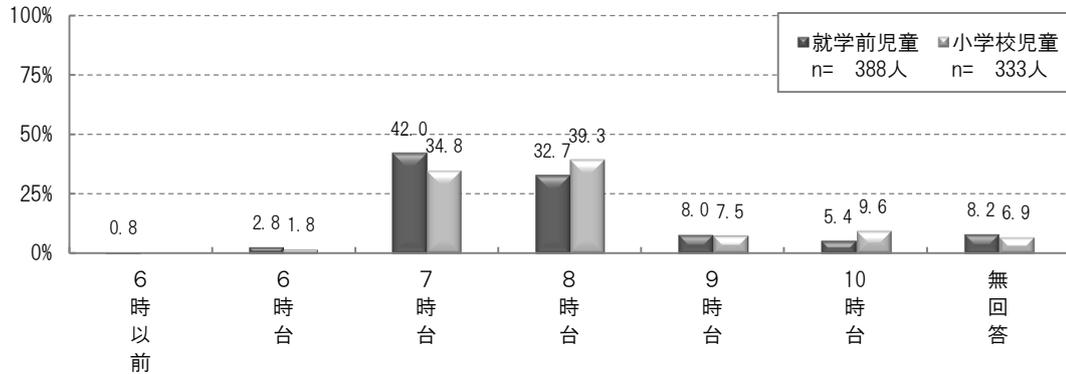
図2.13 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

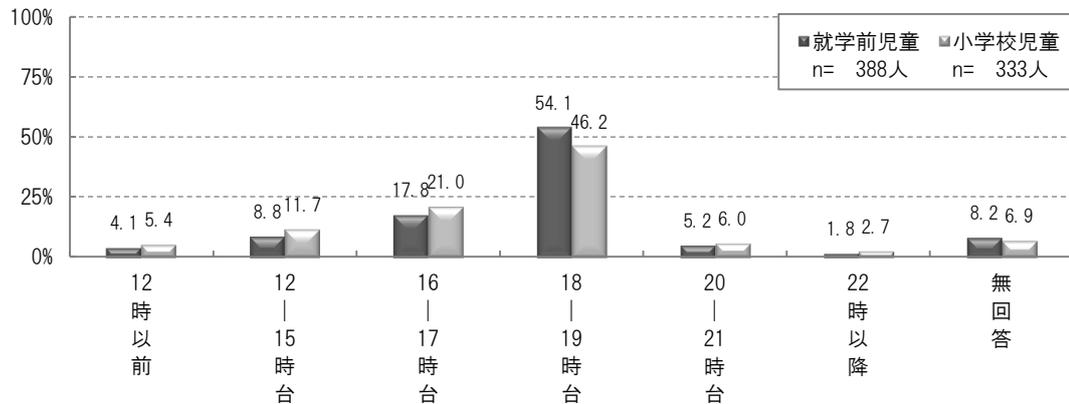
図2.14.1 母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

一方、帰宅時間は「18-19時台」が最も多く、19時までの延長保育の整備について検討が必要です。

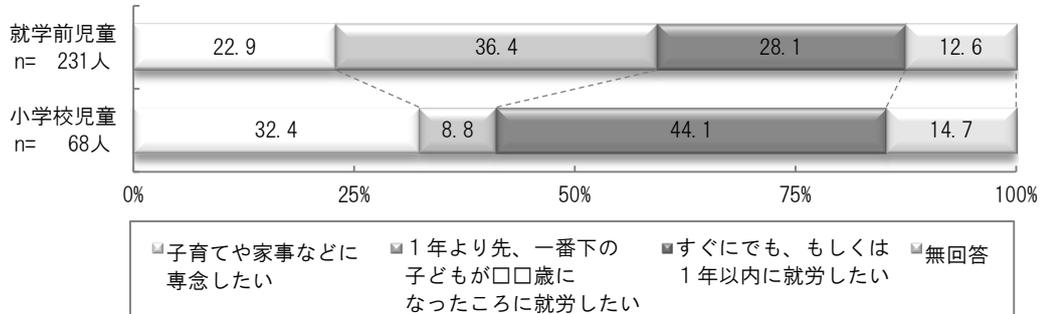
図2.14.2 母親の帰宅時間



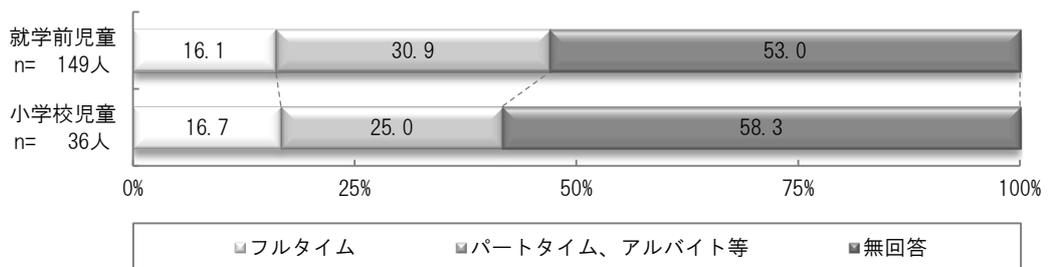
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童で「1年以内に就労したい」方が3～4割台あり、希望する就労形態は「フルタイム」が1割台であることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、平成26年12月時点で下表のとおりとなっています。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年12月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数(人)
1	幼児期の教育・保育事業			
	幼稚園	か所	5	430
	認定こども園	か所	—	—
	認可保育所	か所	2	290
2	地域型保育事業			
	小規模保育	か所	—	—
	家庭的保育	か所	—	—
	居宅訪問型保育	か所	—	—
	事業所内保育施設	か所	2	—
	自治体の認証・認定の保育所	か所	—	—
	認可外保育施設	か所	2	53
3	地域の子育て支援事業			
	子育て短期支援事業	か所	—	—
	地域子育て支援拠点事業	か所	1	—
	一時預かり事業	か所	4	—
	病後児保育事業	か所	1	3
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	18	—
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	8	231

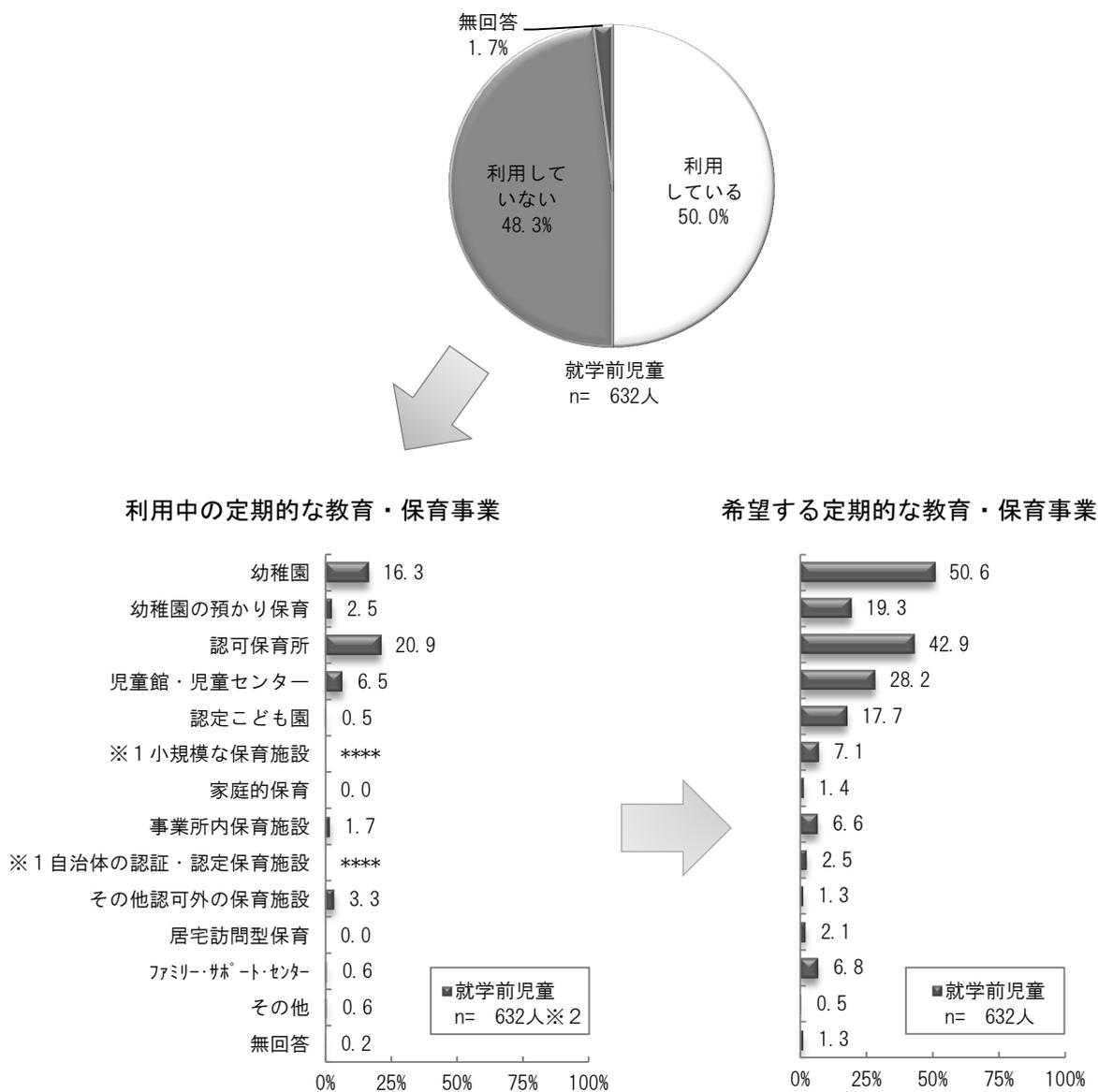
資料：子育て支援課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は5割あり、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用し、次いで「幼稚園」となっています。また、「児童館・児童センター」、「幼稚園の預かり保育」、「その他認可外の保育施設」などの利用も少数あるようです。

また、今後の利用については、「幼稚園」の希望割合が最も高いほか、「認可保育所」が4割強、「児童館・児童センター」が3割強、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」が1割台、「小規模な保育施設」、「ファミリー・サポート・センター」、「事業所内保育施設」が1割弱となっています。

図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



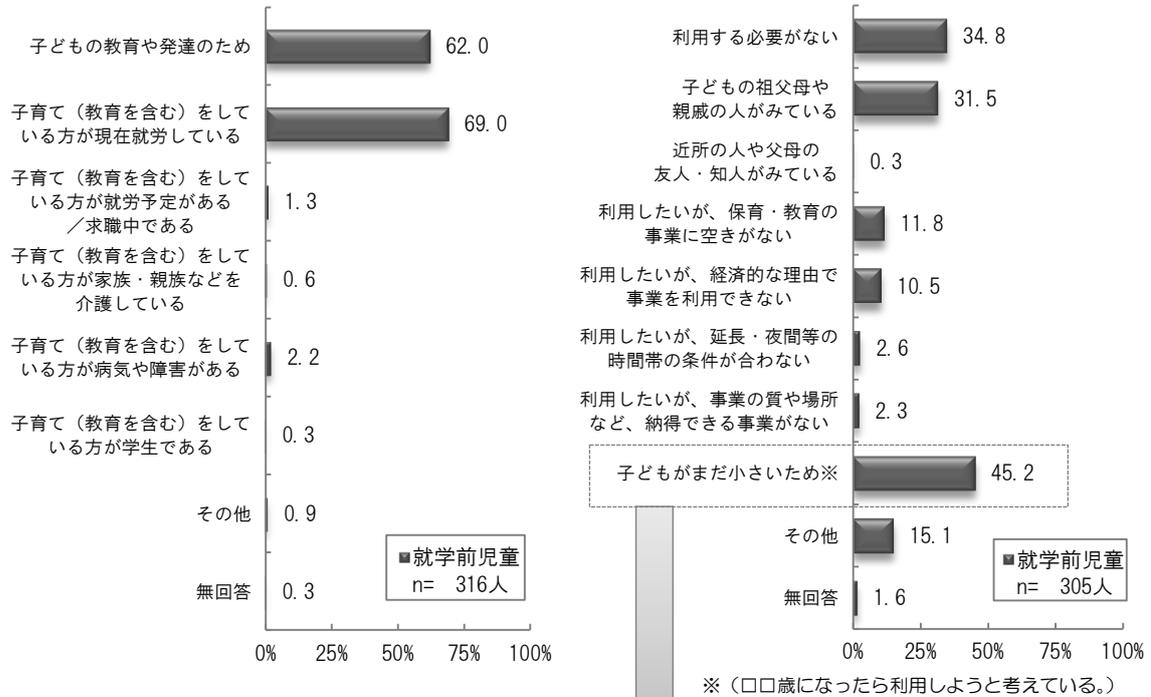
※1 「小規模な保育施設」「自治体の認証・認定保育施設」は、本市では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数632人としました。

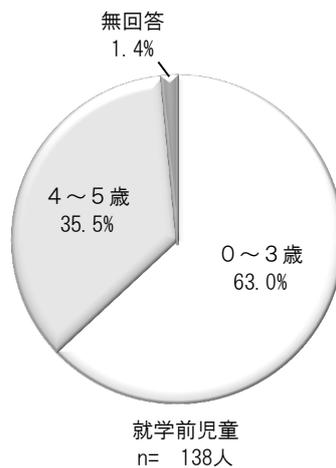
資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」、「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が4割台である一方で、「利用する必要がない」、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」方が3割台となっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年12月）

5 施策の進捗評価

角田市子育て支援行動計画（次世代育成支援行動計画）は、5つの基本目標と10施策53事業により構成され、その結果として目標達成できた10事業（18.8%）、推進できた37事業（69.8%）、計画当初と同じであった5事業（9.4%）、評価ができなかった1事業（1.9%）という進捗評価となりました。

停滞の評価を受けた事業はなく、現状維持となっている事業は、「子育てサービス・サポート体制の充実」の中の「児童館の自由来館機能の充実」、「すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり」の中の「通学援助事業」、「就労環境の改善・整備の促進」の中の「多様な働き方の情報提供事業」、「安心な母子保健医療サービスの充実化」の中の「乳幼児健康診査事業」、「地域医療対策事業」の5事業でした。

表2.2 施策の進捗評価

施策名		事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	評価できず
計 画 全 体		53	10	37	5	0	1
(1) 明るく子育てしやすい家庭づくり							
①	子育てサービス・サポート体制の充実	4	1	2	1	0	0
②	すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり	15	3	11	1	0	0
(2) 安心して働ける子育て環境づくり							
①	働きながらの子育て支援	8	0	7	0	0	1
②	就労環境の改善・整備の促進	2	0	1	1	0	0
(3) 健やかな子どもと親の健康づくり							
①	安心な母子保健医療サービスの充実化	8	4	2	2	0	0
②	子どもの健康づくりと心身の成長	4	0	4	0	0	0
(4) 子育てを支える地域づくり							
①	子育て支援地域ネットワークの充実化	2	0	2	0	0	0
②	子どもの健全育成の推進	4	1	3	0	0	0
(5) 安全に安心して学び、遊べる環境づくり							
①	子どもがいきいきする教育の推進	3	1	2	0	0	0
②	安全・安心なまちづくりの推進	3	0	3	0	0	0

6 本市における子ども・子育て支援の課題

本計画の策定にあたり実施しましたニーズ調査を集計・分析した結果から、次のような課題が見受けられました。

課題1 子育て中の保護者からの視点に立った施策展開のあり方

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童と小学校児童ともに「やや満足＋満足」よりも「やや不満＋不満」の評価が大きく上回りました。この評価を高めるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策展開が必要となります。

課題2 ニーズに対応した幼稚園、認可保育所、認定こども園等の整備のあり方

平日の定期的な教育・保育事業の現状と今後の利用希望の比率をみると、「幼稚園」で 34.3 ポイント増、「認可保育所」で 22.0 ポイント増、「児童館・児童センター」で 21.7 ポイント増、「認定こども園」で 17.2 ポイント増、「幼稚園の預かり保育」で 16.8 ポイント増のように 10 ポイント以上の伸びとなっています。また、「小規模な保育施設」で 7.1 ポイント増、「ファミリー・サポート・センター」で 6.2 ポイント増の伸びとなっています。そのため、利用者のニーズに対応できるよう幼稚園、認可保育所、認定こども園、児童館・児童センター等の整備のあり方について検討が必要となります。

課題3 放課後児童クラブ（学童保育）を充実した事業内容のあり方

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童（5歳のみ）では小学校低学年までは「放課後児童クラブ（学童保育）」を 40.5%が希望し、小学校高学年になると 27.4%と前者に比べて7割近くまで減少し、その減少分のほとんどが「自宅」、「塾や習い事」等へ移行しています。また、小学校児童でもほぼ同様な結果となっています。児童に対する安全な放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が一定の役割を担っているため、事業の充実が必要となります。

課題4 母親の就労状況に準じた教育・保育事業の運営のあり方

日常的に子育てに関わっている方は、父親よりも母親の割合が大きく、母親の就労状況をみると、就学前児童では 61.4%の方が就労しています。その帰宅時間は 19 時台までの帰宅が 84.8%、そのうち「18－19 時台」が 54.1%となっていることから、19 時台まで預けられるような教育・保育事業の運営にあり方について検討が必要と思われます。また、母親の就労日数では「6日以上」が就学前児童で 12.4%いることから、教育・保育事業に対する土曜日の運営が必要となります。また、小学校児童でもほぼ同様な結果となっています。

課題5 周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援対策のあり方

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭は632人中50人(7.9%)います。そのうち、母子家庭は2人(0.3%)いて、父子家庭はいませんでした。このような家庭等に対する施策のあり方について検討が必要となります。

課題6 経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援のあり方

定期的な教育・保育等を利用しない理由の中で、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方は、632人中32人(5.1%)います。このような家庭に対しては適切な教育・保育事業を利用できるよう、公的な経済的支援のあり方について検討が必要となります。

課題7 子育てに関する公的な相談体制のあり方

子育ての中で気軽に相談できる相手がない方は、632人中38人(6.0%)います。また、気軽に相談できる相談相手としては、祖父母等の親族、友人や知人が多くなっています。一方で、相談機能の役割を担っている「子育て支援施設」(7.7%)、「総合保健福祉センター(ウエルパーク)」(6.3%)、「自治体の子育て関連担当窓口」(0.4%)、の利用割合が低い状況にあります。また、地域においても「近所の人」(5.5%)、「民生委員・児童委員」(0.2%)と同様に低い状況となっていることから、このような状況の改善を図るため、子育て中の保護者の視点に立った公的な相談機関のあり方について再検討する必要があります。

課題8 「子育て支援センター」に対する利用促進のあり方

地域の子育て支援拠点事業である「子育て支援センター」の利用者が15.3%、新たな利用希望者も27.7%と低い状況にある一方で、利用者の7割近くが利用回数を増やしたいと希望していることから、利用促進に向けた検討が必要となります。この事業には子育て支援の相談機能もあり気軽に相談できる環境が整っていることから、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割を担うことができます。

課題9 利用率が低い事業に対する利用向上を目指した対策のあり方

利用率が低い事業は、「子育ての総合相談窓口」(9.0%)、「家庭教育に関する学級・講座」(6.6%)、「児童生徒生活指導事業・悩み相談電話」(2.4%)となっています。このため、当該事業の利用向上するためには利用者の視点に立った事業内容の再検討を行うとともに、その内容が容易に理解できるような周知のあり方について検討が必要となります。

第3章



計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

本計画の基本理念は、平成19年1月に制定した“かくだ市民子育て憲章”の趣旨に基づき定めることとしました。

かくだ市民子育て憲章

子どもたちは、私たちの生命を受け継いでいく「かけがえのない社会の宝」であり、子どもたちが、心身ともに健やかに成長することは、市民すべての願いです。

私たち角田市民は、未来を担う子どもたちの健全な成長を願い、子どもたちの育つ環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、ここに「かくだ市民子育て憲章」を定めます。

- 元気な赤ちゃんの誕生を願い、安心して生み育てられる環境をつくります。
- 地域の子どもも我が子と同じ、明るく元気で健やかな子どもに育てます。
- 一人ひとりの個性を認め合い、命を大切にし、感謝の心と思いやりのある子どもに育てます。
- 自ら判断する力を養い、社会の一員として責任ある行動ができる子どもに育てます。
- 人と自然を大切にし、ふるさとを愛する子どもに育てます。



《基本理念》

**家庭で、仲間で、地域で、
みんなが子育てを楽しむ
心ゆたかな角田っ子の育成**

めまぐるしい社会の変化や一人ひとりの価値観の多様化により、子育てが、時間的・経済的に大きな負担とみなされ、子どもを生み育てにくい社会環境となってきています。また、母親が乳幼児の育児に際し、一人で不安や悩みを抱え込んでしまったり、子どもが成長するとともに学習面や思春期の生活面など、子どもとの多様な関わりに悩む親も多くなっています。

子どもが伸び伸びと成長していくためには、このような親自身の悩みを解消していくことが重要であり、子どもの健やかな成長を第一に、ゆとりをもった子育てを角田市全体で進めるこ

とが求められています。

そのためには、子育て家族や仲間同士、さらには地域みんなで子育てを共有していき、楽しみとしていくために、「子育てしやすい仲間づくりと環境づくり」を進めていく必要があります。

このことから、本計画の策定にあたっては、大切にすべき視点を以下のとおりとしました。

● **子どもの視点**

子育て支援サービス等により影響を受ける子ども自身の幸せを第一に考え、子どもの権利条約などの精神を尊重して、すべての子どもの権利が最大限に尊重され、子どもたちが安心して幸せに生活できる環境づくりを行います。

● **次の世代を育成するという視点**

子どもは次世代を担う『人財』という認識のもと、豊かな人間性を形成し、社会性の向上と自立の促進のため、長期的な視野に立った取組を進めていきます。

● **地域における社会資源の効果的な活用と社会全体による支援の視点**

子育てに関する活動を行うNPOなど、地域において活動している様々な社会資源を有効に活用するとともに、併せて各種公共施設の活用も図りながら、行政はもとより企業や地域を含めたまち社会全体で支えます。

● **すべての子どもと家庭への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援だけでなく、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

● **保健・医療・福祉の連携の視点**

健康で明るい子どもの育成を目指し、保健・医療・福祉の連携や関係機関との協力による情報発信と情報交換の拠点づくりを推進していきます。

2 計画の基本目標

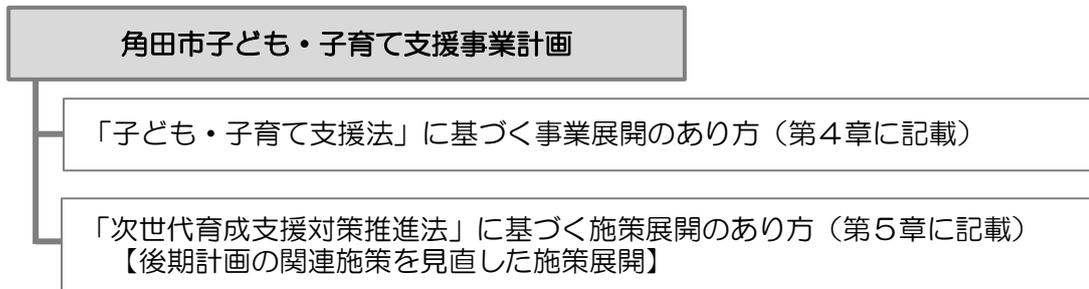
計画の基本理念を実現するための基本目標としては、“かくだ市民子育て憲章”の趣旨を反映して以下の5項目を新たに決めました。

《基本目標》

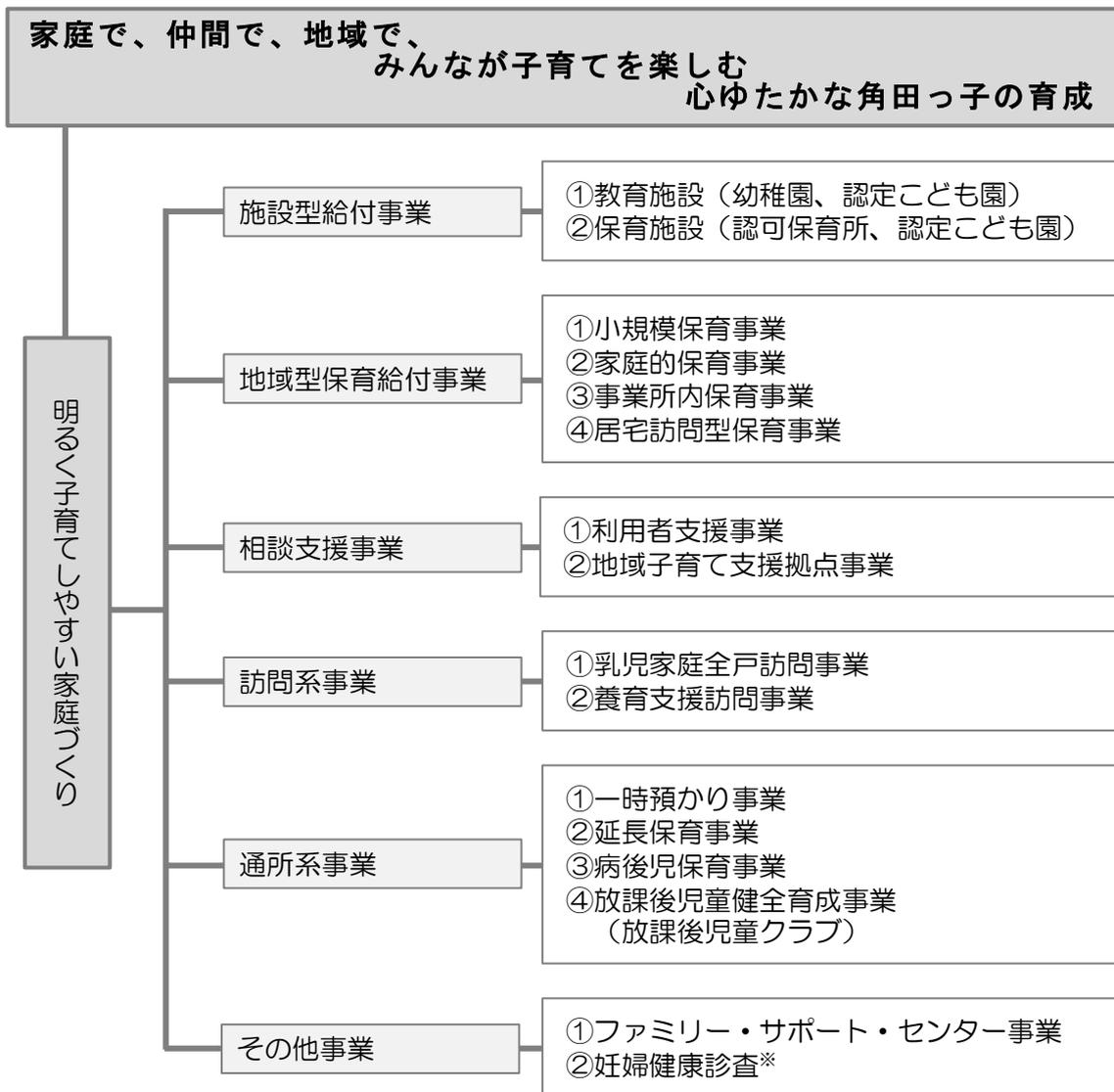
- 基本目標Ⅰ 明るく子育てしやすい家庭づくり
- 基本目標Ⅱ 安心して働ける子育て環境づくり
- 基本目標Ⅲ すこやかな子どもと親の健康づくり
- 基本目標Ⅳ 子育てを支える地域づくり
- 基本目標Ⅴ 安全に安心して学び、遊べる環境づくり

3 施策の展開図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「角田市子育て支援行動計画（後期）」の関連施策の見直しを行い、これらの施策も併せて計画に記載しました。



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



※妊婦健康診査は、基本目標「すこやかな子どもと親の健康づくり」の中で実施します。

第4章



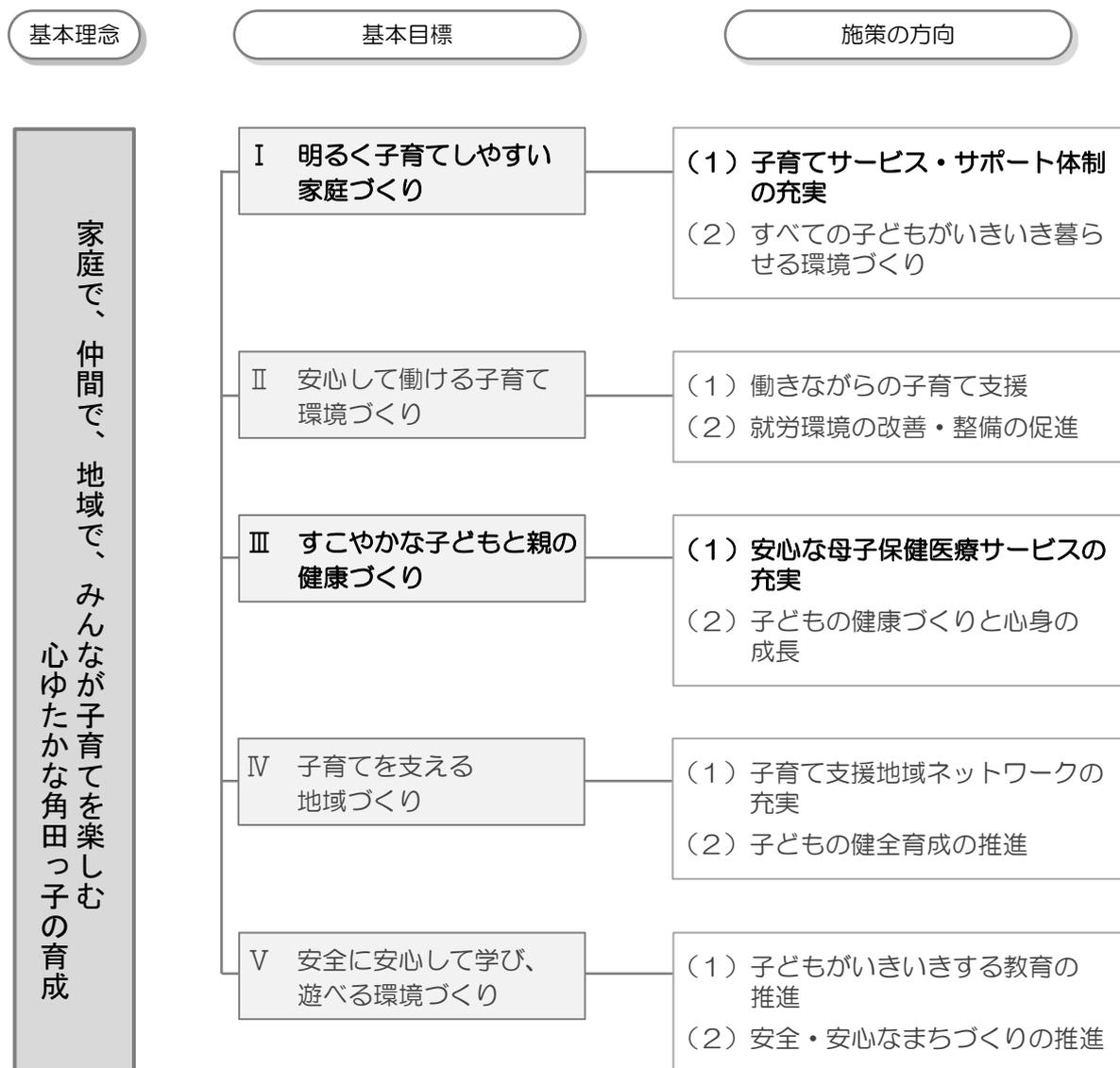
子ども・子育て支援の事業展開

第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開を体系的に記載しています。

第4章では、基本理念を実現するための基本目標の一つである「明るく子育てしやすい家庭づくり」の中でほとんどの事業を推進しますが、唯一『妊婦健康診査』は「すこやかな子どもと親の健康づくり」の中で推進します。次頁以降において各事業の具体的な確保策等を記載しています。

■子ども・子育て支援法に関する施策体系図



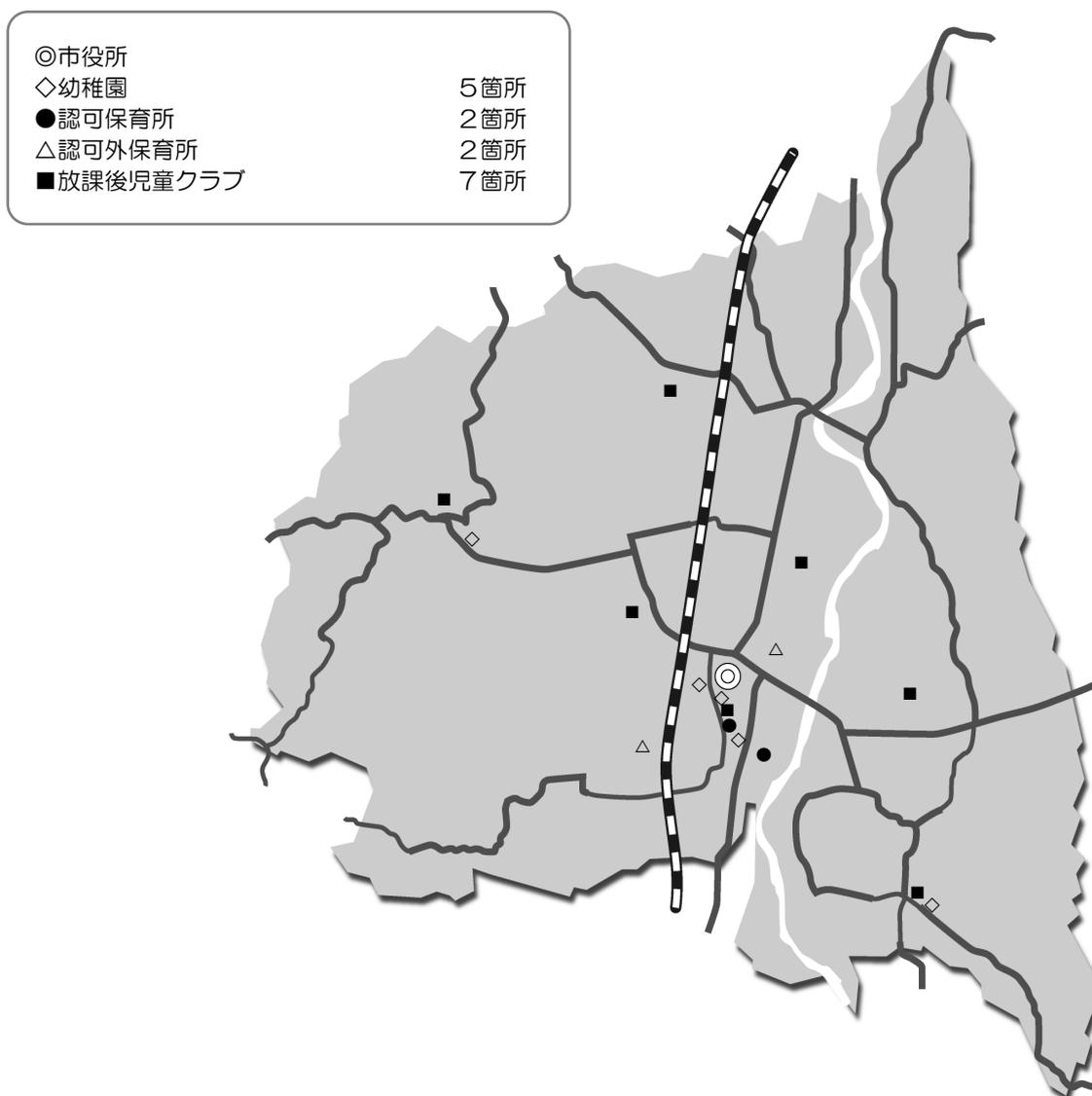
1 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1圏域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、以下のとおりです。

- ①角田地区に人口の約半数が集まっていること。
- ②幼稚園、保育所、認可外保育施設についても市内中心部へ集中していること。
- ③角田地区以外の子どもたちも送迎バスや保護者の送迎により、角田地区にある幼稚園、保育所等を利用していること。

図4.1 角田市 子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

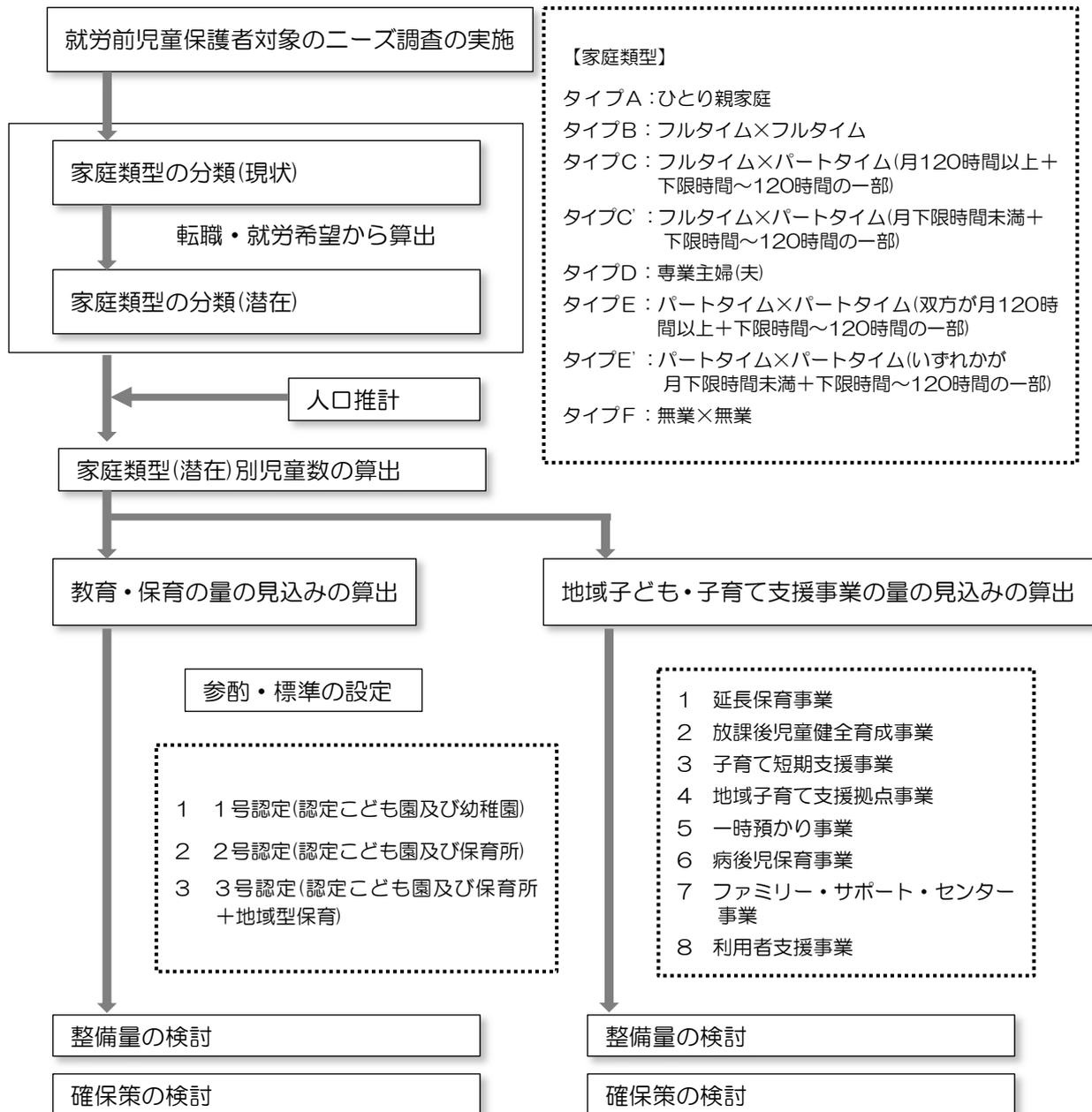


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性との整合性等を鑑みながら、修正を行いました。

図4.2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

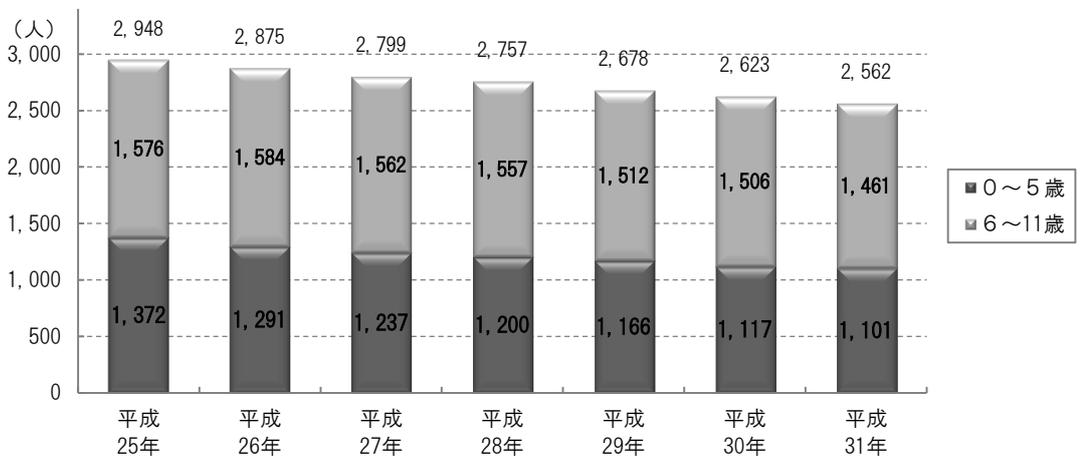
本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の1,372人から平成31年には1,101人と推計され271人（19.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても平成25年の1,576人から平成31年には1,461人と推計され115人（7.3%）の減少が見込まれます。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年 (人)	平成26年 (人)	平成27年 (人)	平成28年 (人)	平成29年 (人)	平成30年 (人)	平成31年 (人)
0～11歳	2,948	2,875	2,799	2,757	2,678	2,623	2,562
0歳	173	184	179	174	170	164	157
1歳	217	175	187	187	182	178	172
2歳	214	220	185	191	191	186	182
3歳	227	219	229	191	197	197	192
4歳	255	236	224	232	193	199	199
5歳	286	257	233	225	233	193	199
0～5歳	1,372	1,291	1,237	1,200	1,166	1,117	1,101
6歳	242	291	262	237	229	237	196
7歳	242	244	289	260	235	227	235
8歳	275	236	243	292	263	238	230
9歳	243	275	245	243	292	263	238
10歳	303	238	278	248	246	296	267
11歳	271	300	245	277	247	245	295
6～11歳	1,576	1,584	1,562	1,557	1,512	1,506	1,461

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	11	11
タイプB	フルタイム×フルタイム	50	55
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	11	11
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	5	8
タイプD	専業主婦(夫)	22	15
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0
タイプF	無業×無業	1	0

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	11	137	133	129	124	122
タイプB	55	683	663	644	617	608
タイプC	11	134	130	126	121	119
タイプC'	8	95	92	90	86	85
タイプD	15	188	182	177	169	167
タイプE	0	0	0	0	0	0
タイプE'	0	0	0	0	0	0
タイプF	0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100	1,237	1,200	1,166	1,117	1,101

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

表4.4 本市に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		市内の施設を利用					
		1号(人)	2号(人)	3号(人)			
				0歳	1・2歳	3号計	
平成27年度	必要利用者数(①)	324	206	42	121	163	
	提供体制(②)	施設型給付	160	200	36	102	138
		地域型保育給付			3	14	17
		認可外(地方単独)		0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	260				
②-①	96	▲6	▲3	▲5	▲8		
平成28年度	必要利用者数(①)	306	197	40	123	163	
	提供体制(②)	施設型給付	160	200	36	102	138
		地域型保育給付			3	17	20
		認可外(地方単独)		0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	260				
②-①	114	3	▲1	▲4	▲5		
平成29年度	必要利用者数(①)	294	190	40	121	161	
	提供体制(②)	施設型給付	160	200	36	102	138
		地域型保育給付			8	32	40
		認可外(地方単独)		0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	260				
②-①	126	10	4	13	17		
平成30年度	必要利用者数(①)	281	182	38	119	157	
	提供体制(②)	施設型給付	160	250	36	122	158
		地域型保育給付			8	32	40
		認可外(地方単独)		0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	260				
②-①	139	68	6	35	41		
平成31年度	必要利用者数(①)	279	182	36	116	152	
	提供体制(②)	施設型給付	160	250	36	122	158
		地域型保育給付			8	32	40
		認可外(地方単独)		0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	260				
②-①	141	68	8	38	46		

◎保育利用率について

※保育利用率 = 3号認定子どもにかかる提供体制 / 0~2歳の推計児童数の合計

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育利用率(%)	28.1	28.6	32.7	37.5	38.7

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出し、現在の実績等も勘案しながら補正を行います。その結果、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

表4.5 本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	推計				
		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
延長保育事業	人	214	389	378	368	352	347
放課後児童健全育成事業							
小学1～3年生	人	195	241	237	218	213	199
小学4～6年生	人	—	102	99	111	109	101
地域子育て支援拠点事業	人回	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
一時預かり事業							
幼稚園の預かり保育	人日	—	30,654	28,956	27,838	26,319	26,364
一時預かり (ファミサポの未就学児利用含む)	人日	—	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)	人日	161	300	300	300	300	300
病後児保育事業	人日	0	100	100	100	100	100
妊婦健康診査	人	2,209	2,228	2,155	2,084	2,035	1,993
乳児家庭全戸訪問事業	人	170	179	174	170	164	157
養育支援訪問事業	人	107	122	121	119	117	114

3 施設型給付事業

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

現状と課題

市内の幼稚園は5施設（定員420人）が整備されているため、希望者全員が入園できています。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は16.3%、「認定こども園」は0.5%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「今後、公立幼稚園、児童センターの合併、公立幼稚園の3年保育化など取り組んでいただければと思います。」、「認定こども園が早く出来ることを希望します。」という要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

今後は本制度の趣旨に即し、既存の幼稚園に対し新制度への移行、及び参入を予定している事業者等に対して、認定こども園への移行や設置について働きかけを行います。

表4.6 教育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	348	324	306	294	281	279
1号認定	—	118	112	108	104	102
2号認定	—	206	194	186	177	177
②提供量	348	420	420	420	420	420
差異（②－①）	0	96	114	126	139	141

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは保護者が就労や病気などで、家庭で子どもをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。また、地域型保育事業とは「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育施設」、「居宅訪問型保育事業」の総称です。

現状と課題

市内に認可保育所が2施設と認可外施設が2施設整備されているものの、年度途中には待機児童が出ています。また、築38年を経過する角田保育所の老朽化への対策が必要となります。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は20.9%、「その他認可外の保育施設」は3.3%、「事業所内保育施設」は1.7%、「認定こども園」は0.5%の利用があります。「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」は利用がありませんでした。なお、本市では「小規模保育事業」、「自治体の認証・認定保育施設」は実施していないため、利用はありませんでした。

ニーズ調査の自由意見をみると、「保育所を増やしてほしい。両親と同居しているとなかなか入所できない。」、「保育所の待機児童をなくしてほしいです。」、「認定こども園が早く出来ることを希望します。」という要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

地域型保育事業の参入を勧奨するなど、待機児童の改善に向けた対応に努めます。角田保育所の老朽化に伴う移転・新設を契機に、待機児童ゼロを目指します。

表4.7 保育施設の年度別見込量と提供量

	実績（人）		推 計（人）			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	333	369	360	351	339	334
2号認定	—	206	197	190	182	182
3号認定						
0歳	—	42	40	40	38	36
1・2歳	—	121	123	121	119	116
②提供量	333	355	358	378	448	448
差異（②－①）	0	-14	-2	27	109	114

(3) 認定こども園（再掲）

認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設をいいます。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせもっており、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

また、認定こども園には地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

現状と課題

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は0.5%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「認定こども園が早く出来ることを希望します。」という要望がありました。

事業の確保策

〈平成27～31年度〉

認定こども園の整備は、本制度の趣旨や利用者ニーズもあり、既存の幼稚園からの移行や事業者の新規参入を促しながら、平成30年度の整備に向けた対策を講じます。

表4.8 認定こども園の年度別見込量と提供量

	実績（人）		推 計（人）			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	0	0	0	70	70
1号認定	—	0	0	0	0	0
2号認定	—	0	0	0	50	50
3号認定						
0歳	—	0	0	0	0	0
1・2歳	—	0	0	0	20	20
②提供量	0	0	0	0	70	70
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

4 地域型保育給付事業

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人の保育事業です。

現状と課題

待機児童の解消という観点から、市内に小規模保育施設の設置が必要となります。

事業の確保策

<平成27～31年度>

事業内容の周知・啓蒙を図りながら、事業実施に向けて体制を整備します。

表4.9 小規模保育事業の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績（人）		推 計（人）			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	17	17	17	17	17
3号認定	0歳	—	3	3	3	3
	1・2歳	—	14	14	14	14
②提供量	0	17	17	17	17	17
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(2) 家庭的保育事業

保育者（保育ママなど）の家庭などでお子さんを預かる保育事業です。

現状と課題

本市では、これまで家庭的保育事業は未実施でしたが、利用者ニーズもあることから実施に向けた検討が必要です。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「家庭的保育事業」の利用実績はありません。

ニーズ調査の自由意見をみると、「平日以外も仕事をする人が多いので、時々、保育ママを利用させていただいていますが、1日利用すると、5,000円くらいかかってしまい、1か月間に数回利用すると、負担が大きくなってしまいうので、検討いただけたらと思います。」という要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

精力的に活動する保育ママに対して、制度及び事業内容の周知を図りながら、事業実施に向けた体制整備を検討します。

表4.10 家庭的保育事業の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績（人）		推 計（人）			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	0	0	3	3	3	3
3号 認定	0歳	—	0	0	0	0
	1・2歳	—	0	3	3	3
②提供量	0	0	3	3	3	3
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

（3）事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設において保育を提供する保育事業です。

現状と課題

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「事業所内保育施設」は1.7%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「事業所内保育施設の拡充を推進してほしいと思います。子どもが具合悪くなったときでも様子を見ながら仕事をするので安心です。」という要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

企業に対して事業所内保育事業の内容周知・実施に向けた勧奨を行います。

表4.11 事業所内保育事業の年度別見込量と提供量【再掲】

	実績（人）		推 計（人）			
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①推計利用者数	17	0	0	20	20	20
3号 認定	0歳	—	0	5	5	5
	1・2歳	—	0	15	15	15
②提供量	17	0	0	20	20	20
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(4) 居宅訪問型保育事業

保育者が、特別な保育を必要とするお子さんの自宅で保育する保育事業です。

現状と課題

障害などにより個別の対応を要する子どももいることから、個別対応できる居宅訪問型保育事業が必要となります。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「居宅訪問型保育」は利用がありません。対象となる自由意見はありませんでした。

事業の確保策

<平成27～31年度>

居宅訪問型保育事業の実施資格（保育士等）を有する方に対して、事業の参入勧奨や情報提供等を行います。

5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者に対し、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

現状と課題

これまで、本市には子育て全般の問い合わせに応じる窓口がないため、保護者からは早期の実現が求められています。

ニーズ調査の自由意見をみると、「気軽に集まれる場で、気軽に育児相談等ができる場があるといい。」などの意見・要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

子育て全般の問い合わせに応じる窓口の設置を行います。

また、問い合わせに関するワンストップサービスの提供を目指し、適切な相談・指導・助言を行うため、専門的知見並びに経験を備えた専門職員を配置します。

表4.12 利用者支援事業の提供量

	実績(か所)	推計(か所)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要か所数	1	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1	1
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

子育て支援センターの利用は、現在、活動場所となっている角田児童センターが午後に放課後児童クラブでの利用となるため、改善策が求められています。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は15.3%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「子育て支援センターなどは良いと思いますが、時間が短いので、開放して頂ける時間や日数が増えれば今より行きやすくなる気がします。」、

「ちびっこ広場や、ちびっこクッキングなど、働いている親は、子どもと一緒にいることが出来ないの、土曜日や祝日に開催していただければ、利用することが出来る。」などの意見・要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

今後はウエルパーク内の、ちびっこ広場など活動場所の調整を行いながら、利用時間の延長について検討します。

表4.13 地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績(人回)	推 計(人回)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
②提供量	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

事業の確保策

<平成27～31年度>

現在も実施している事業であり、引き続き全ての子どもを対象に事業を実施します。

表4.14 乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	170	179	174	170	164	157
②提供量	170	179	174	170	164	157
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

事業の確保策

<平成27～31年度>

現在も実施している事業であり、引き続き養育支援を必要とする家庭を対象に事業を実施します。

表4.15 養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	107	122	121	119	117	114
②提供量	107	122	121	119	117	114
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

7 通所系事業

(1) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった小学校就学前の子どもについて、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり（保育所等）」は3.5%、「幼稚園の預かり保育」は4.1%、「ファミリー・サポート・センター」は2.4%の利用があります。

ニーズ調査の自由意見をみると、「一時保育の事業を充実してほしいです。（特に低年齢の子）母の急病などで預け先を探すのが大変でした。」、「どのような人が利用できるのか、料金はどのくらいか、周知があまりされていないので、もっと広めて下さい。」などの意見・要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

幼稚園、地域型保育事業者、保育ママ、シルバー人材センター等へ協力依頼をし、供給量を増やすとともに、利用者に対し本事業の周知も併せて取り組みます。

表4.16 一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計 (人日)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	843	33,154	31,456	30,338	28,819	28,864
1号認定	—	656	619	595	563	564
2号認定	—	29,998	28,337	27,243	25,756	25,800
その他	843	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
②提供量	843	33,154	31,456	30,338	28,819	28,864
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

現在は、公立保育所において、18時30分から19時まで実施しており、新制度移行後も継続する予定です。なお今後は、保育認定において短時間認定者も利用することが想定されるため、保育士等受け入れ態勢の整備を行うとともに、併せて、公立保育所以外の保育施設・事業を利用する場合の体制整備も必要となります。

ニーズ調査結果をみると、母親の帰宅時間において17時から19時までが大半を占めており、時間外保育（延長保育）のニーズが多いことを示しています。

事業の確保策

<平成27～31年度>

公立保育所では、現在も19時までの保育を実施しており、大半のニーズを充足できていることから引き続き時間外保育の実施体制を維持し、サービスの提供に努めます。

表4.17 延長保育事業の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	214	389	378	368	352	347
②提供量	214	389	378	368	352	347
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

(3) 病後児保育事業

病気・傷病から回復し、通所可能となった子どもに対し、保育所等に設置された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。

現状と課題

現在、「3人／日」まで受入れが可能となっていました。対応する看護師等の配置ができなかったため、実施できませんでした。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病後児の保育を利用した」方はありませんでしたが、父親・母親が休んで対処した方の42.9%が「できれば病後児保育を利用したい」と希望しています。

ニーズ調査の自由意見をみると、「現在、保育所に病後児保育がないため、一時退所となってしまいます。早急に病後児保育が実施されることを希望します。」などの意見・要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

平成27年度以降は利用者ニーズに応えられるよう、職員の配置を含め、早期に事業の実施体制を整えるよう努めます。

表4.18 病後児保育事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計 (人日)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	0	100	100	100	100	100
②提供量	0	100	100	100	100	100
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(4) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

平成27年度以降の放課後児童クラブは、従来のガイドラインではなく、条例に基づいた運営が必要となります。また、利用者からは対象者の拡大や土曜日の利用や利用時間の延長が求められています。

ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうち40.5%、高学年のうち27.4%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ19.5%、11.3%が利用を希望しています。

ニーズ調査の自由意見をみると、「現在、学童保育が低学年のみですが、高学年も利用できるようにして頂きたい。」、「放課後児童クラブの年齢（学年）拡大と土曜日利用を希望します。」などの意見・要望がありました。

事業の確保策

<平成27～31年度>

対象児童は小学6年生まで拡大、年間の開所日数も250日以上必要となるため、土曜日の利用にも対応できるよう努めます。

また、利用定員は現在の70名程度／クラスから、40名以内／クラスに引き下げられるため、保育の質が向上されるよう努めるとともに、定員を引き下げることによる保育場所の確保は、小学校の余裕教室などを活用します。

表4.19 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の年度別見込量と提供量

	実績（人）	推 計（人）				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間登録者数	195	343	336	329	322	300
小学1～3年生	195	241	237	218	213	199
小学4～6年生	—	102	99	111	109	101
②提供量	195	425	425	425	425	425
差異（②－①）	0	82	89	96	103	125

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

登録会員数は年々増加しているものの、保護者からは「事業内容がよくわからない」などの意見が多くあるため、事業の周知が必要となります。

ニーズ調査結果から就学前児童の定期的な教育・保育事業としての「ファミリー・サポート・センター」の利用状況は0.6%、利用希望は6.8%、一時保育事業としての利用状況は2.4%となっています。また、放課後の時間帯での「ファミリー・サポート・センター」の利用希望は小学校低学年・高学年ともに1.2%、小学校児童ではそれぞれ1.0%、0.9%と僅かですが利用を希望しています。なお、就学前児童の病後児保育としての「ファミリー・サポート・センター」の利用はありません。

ニーズ調査の自由意見をみると、「ファミリー・サポート・センターがどのようなサービスを提供しているのか、どのような人が利用できるのか、料金はどのくらいか、周知があまりされていないので、もっと広めて下さい。」などの意見・要望があります。

事業の確保策

<平成27～31年度>

保護者に対して、市ホームページや周知チラシの活用など、事業の普及・啓蒙に取り組みます。

表4.20 ファミリー・サポート・センター事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計 (人日)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間総利用数	239	300	300	300	300	300
②提供量	239	300	300	300	300	300
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

ニーズ調査では、対象となる自由意見はありませんでした。

事業の確保策

<平成27～31年度>

現在も実施している事業であり、引き続き対象者に事業を実施します。

表4.21 妊婦健康診査の年度別見込量

	実績 (人)	推 計 (人)				
	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間総利用者数	2,209	2,228	2,155	2,084	2,035	1,993

9 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることを見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

①乳幼児期の発達の連続性の理解

②乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解

③障害のある児童と共に行う活動機会の確保

④小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

①妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保

②保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮

③安全・安心で健全な子育て環境の確保

④地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(5) 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園、幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園、幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

第5章



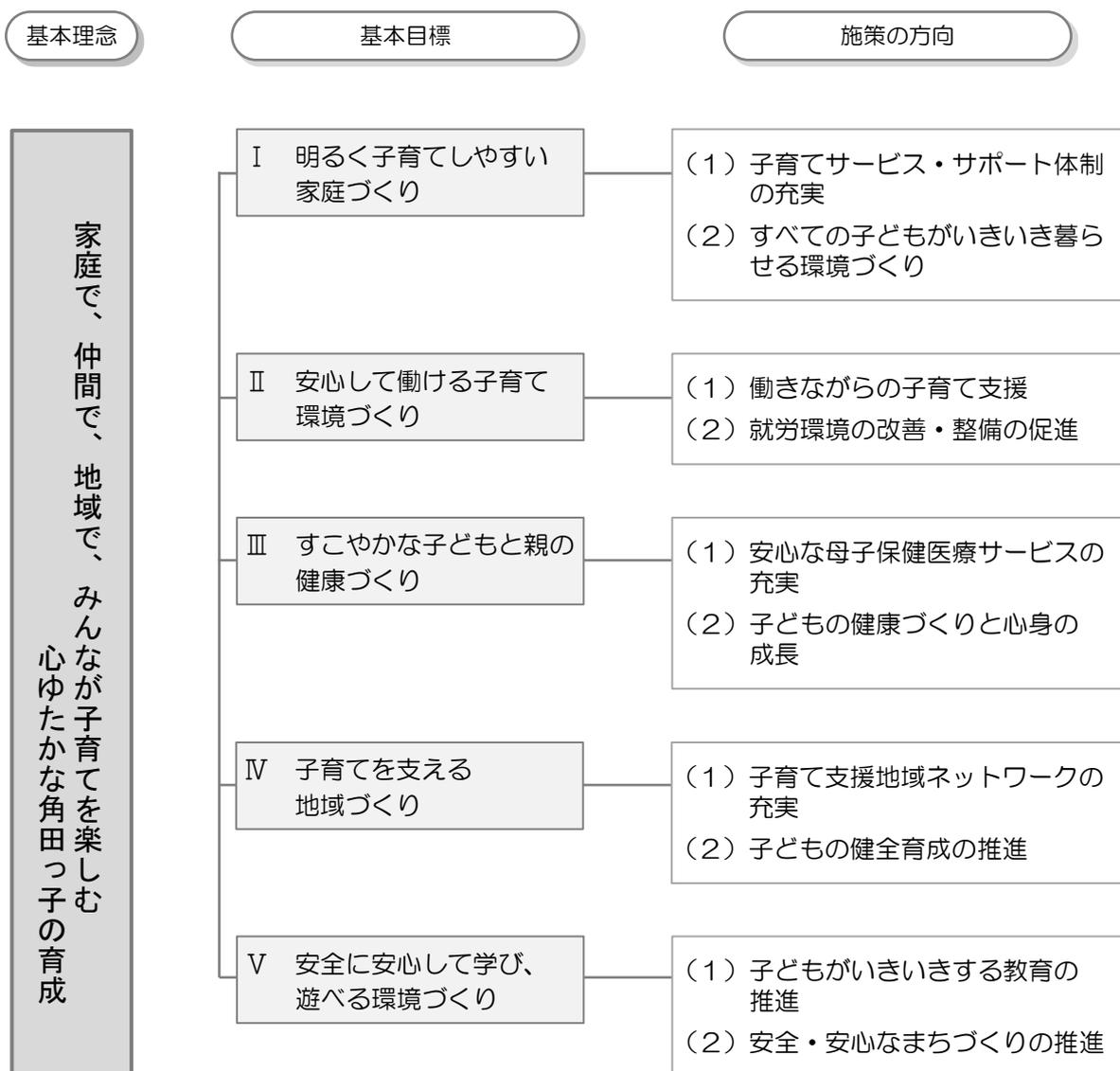
次世代育成支援の施策展開

第5章 次世代育成支援の施策展開

次世代育成支援対策は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間において角田市子育て支援行動計画（前期・後期計画）が推進されてきました。

本計画においても、後期計画と同じ基本理念を引き継ぐこととし、その実現に向けて同様の5つの基本目標のもとで関連施策を評価して見直しを行いました。次頁以降において各施策と関連事業を改訂した具体的な推進策等を記載しています。

■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図



基本目標Ⅰ 明るく子育てしやすい家庭づくり

施策方向1 子育てサービス・サポート体制の充実

現状と課題

角田市では、平成16年度に「角田市子育て支援センター」を開設、すべての子どもと家庭を対象とした総合相談窓口として活動を開始しました。また、平成20年8月には、中島保育所内にも子育て支援センター分室を設け、子育てに関する情報・交流など活動の充実を図っています。

角田市子育て支援センターは開設して10年を経過しましたが、認知度の点において、子どものいる家庭保護者には徐々に知られてきていますが、その活用という点では、まだ十分に機能を発揮できていない状態です。

施策の方向性

角田市子育て支援センターは、今後とも次世代育成に関わる各種機関とのネットワークを一層強化し、相談窓口として、情報の発信等を強化していくとともに、市民が安心して子育てができる地域社会の構築を図ります。

また、育児休業から保育、そして保育所から放課後児童クラブへの円滑な移行など、すべての子どもの育ちを支える、切れ目のない包括的な次世代育成支援の構築を図ります。

後期評価：平成22年度から平成25年度までの4年間に於いて、前期計画終了時点で立てた目標を達成できたかどうかの指標
A：目標達成 B：推進できた C：設定時と同じ

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期評価	今後方針	担当課
①地域子育て支援センター事業	・子育ての情報交流拠点として、関係機関と連携し、情報の提供及び保護者への助言を行い、すべての子育て家庭における児童の養育の支援。 1. ダイアル相談及び来所相談。 2. 子育て情報の提供（各種講座の開設・広報等でのPR）。 3. 親子で楽しめる場所の提供・仲間づくりの支援。	B	継続	子育て支援課
②児童相談事業	・家庭相談員による、家庭における児童養育・人間関係・その他児童福祉に関する相談の実施。	B	継続	子育て支援課
③児童館の自由来館機能の充実	・角田児童センター以外での児童館等の開放日の拡充。	C	継続	
④訪問指導事業	・保健師による家庭訪問・面接・電話相談の実施。	A	推進	健康推進課

施策方向2 すべての子どもがいきいき暮らせる環境づくり

現状と課題

子育て中の家庭では、従来より「経済的な負担」が指摘されています。角田市では、ごみ有料化に伴い、紙オムツ用ごみ袋支給や子ども医療費助成の対象者を中学生まで拡大するなど子育てを支援しています。

また、ひとり親家庭の経済的自立に向け、高等職業訓練促進費等支給事業給付金や自立支援教育訓練給付金など資格取得のための支援を実施しています。

障害のある子どもをもつ家庭へは、経済的な支援や障害児保育の推進など、きめ細やかな子どもとの関わりが求められています。

施策の方向性

今後、各種制度の周知を図るとともに、国や県に対し、経済的な支援制度の充実を働きかけるなど、子育て家庭の経済的負担の軽減への取組を一層推進していきます。

■主な施策（手当等）

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①児童手当	・中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給。 ・なお、3歳未満及び第3子以降については、月額15,000円を支給。 （所得等の条件あり）	A	継続	子育て支援課
②児童扶養手当	・ひとり親の世帯または、父または母が重度障害者で18歳到達後の年度末までの児童を養育。 （所得等の条件あり）	A	継続	
③特別児童扶養手当	・20歳未満の中度・重度障害児を養育。 （所得等の条件あり）	A	継続	
④出産祝金	・第1子または第2子の場合は、10,000円を支給。 ・第3子以降は、一人につき30,000円を支給。	A	継続	子育て支援課
⑤障害児童福祉手当	・20歳未満の重度障害児に支給。 （所得等の条件あり）	B	継続	社会福祉課
⑥紙オムツ用ごみ袋支給事業	・乳児を養育する保護者に対し、紙オムツ用ごみ袋を支給（乳児一人につき、50枚）。	—	推進	子育て支援課

■主な施策（医療費助成支援【各種医療保険加入者】）

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①子ども医療費助成	・中学校修了までの児童にかかる医療費を助成。 （所得等の条件あり）	A	推進	子育て支援課
②未熟児養育医療費助成	・高度な医療を必要とする未熟児にかかる医療費を助成。	—	推進	
③母子・父子家庭医療助成	・18歳到達後の年度末までの児童の親子にかかる医療費を助成。 （所得等の条件あり）	A	継続	
④心身障者医療費助成	・重度心身障害者にかかる医療費を助成。 （所得等の条件あり）	B	継続	社会福祉課
⑤自立支援医療（育成医療）費助成	・身体障害を除去、軽減する手術等の治療にかかる医療費を助成。 （所得等の条件あり）	—	推進	

■主な施策（その他）

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①私立幼稚園就園奨励費補助	・私立幼稚園（市外幼稚園も含む）の設置者に対する補助。 （所得等の条件あり）	A	継続	子育て支援課
②就学援助費の支給	・経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者への助成。 （所得等の条件あり）	A	継続	教育総務課
③通学援助事業	・遠距離児童生徒の通学補助とスクールバスの運行。	C	継続	
④日中一時支援事業（障害者日中活動一時支援事業、障害児者タイムケアサービス事業）	・障害児者の家族の負担を軽減するための一時的な預かりの実施。 （所得等の条件あり）	B	継続	社会福祉課
⑤小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	・小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付。 （所得等の条件あり）	B	継続	
⑥母子・父子家庭福祉対策資金貸付事業	・20歳未満の子どもと同居している母子・父子家庭に対して、50,000円以内の資金を貸付。	A	継続	子育て支援課
⑦高等職業訓練促進費等支給事業給付金	・経済的な自立に向け、資格（看護師・介護福祉士・保育士など）取得の支援。 （所得等の条件あり）	—	推進	
⑧自立支援教育訓練給付金	・経済的な自立に向け、資格（パソコン関係・語学など）取得の支援。 （所得等の条件あり）	—	推進	

■主な施策（その他・障害児支援）

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①障害児の成長支援				
障害児保育の推進	・教育・保育施設（保育所、幼稚園、児童館等）補助員の配置。	A	推進	子育て支援課 教育総務課
障害児通所支援	・障害児施設通所にかかる利用料を助成。	—	推進	
適正な就学指導支援	・就学指導委員会	A	推進	

基本目標Ⅱ 安心して働ける子育て環境づくり

施策方向1 働きながらの子育て支援

現状と課題

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、子育て支援に対するニーズは多様化しており、保育所などでは緊急時や早朝等の延長保育を行っていますが、今後も働きながら子育てしている人のニーズに応じた利用しやすい保育サービスの提供が必要です。こうした中、保育所では定員の改正などに努めていますが、待機児童数の解消には至っていない状況です。

また、ファミリー・サポート・センターの登録会員及び放課後児童クラブの増設なども行っています。

しかし、ファミリー・サポート・センターについては認知度が低く、ニーズ調査の結果では就学児の親で約4割、未就学児の親でも約4割程度で、会員登録も低調であるため、今後の啓発と活用が重要であると思われます。

施策の方向性

後期計画においては、働きながらの子育ての支援を目指し、多様化する保育ニーズに対応するために、一時預かり、延長保育、及び病後児保育等各保育サービスの充実を図るとともに、引き続き待機児童の解消のため、児童福祉施設最低基準を遵守しながら総合的に対応します。

また、放課後児童クラブについても、利用時間の延長などについて検討するとともに、ファミリー・サポート・センターについては、啓発等による認知度の向上に努め、併せて質の向上・充実を図ります。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①保育サービス				
保育の必要性の認定を受けた乳幼児の保育	1. 就学前児童の保育の実施（保育所2か所、及び地域型保育事業）。 2. 保育所での延長保育。 3. 保育料の多子軽減（同一世帯の就学前児童のうち第2子以降が対象）。	B	継続	子育て支援課
幼児の健全な遊びを通して、主体的な生活が展開できるような保育を実施	1. 4～5歳児の幼児保育の推進（児童館5か所）。 2. 児童数減少に伴う児童館等の有効活用。	B	継続	

②低年齢児保育助成	・認可外保育施設への助成（4歳未満児童）。	B	継続	子育て支援課
③放課後児童健全育成事業	・就労等により昼間保護者のいない家庭の小学生の安全確保及び適切な遊びや生活の場を提供。	B	推進	
④一時預かり事業	・未就学児をもつ保護者が仕事や通院等により一時的に保育を必要とする場合、市内の事業者より保育サービスを受けた場合に、保育料の一部を支援。 1. なかよし保育園 2. 角田保育ママの会 3. シルバー人材センター	B	継続	
⑤ファミリー・サポート・センター事業	・育児等の援助を受けたい人と提供したい人が、地域で構成する会員組織として設置・運営。 ・ファミリー・サポート・センター事業の周知及び啓発。	B	継続	
⑥子どもの居場所づくり事業	・小学生を対象に放課後や週末に子どもたちが、安全・安心に活動できる場所を提供し、地域全体で心豊かな子どもを育む（地域ボランティアによる支援）。	B	継続	生涯学習課
⑦幼稚園教育	・特色ある幼稚園教育の支援。 ・預かり保育の充実。	—		教育総務課 私立幼稚園

施策方向2 就労環境の改善・整備の促進

現状と課題

社会環境がますます厳しくなる中、仕事一辺倒の生活を見直し、一人ひとりが仕事と家庭や地域活動への関わりをともに充実させ、豊かな社会生活を送ることが求められています。親をはじめ社会の人々が職場と家庭の均衡を考え、各々の役割と責任を担う生活スタイルの中で子どもを育てることが、子どもたちに、働くことや家庭、地域で協力することの意義を伝えることとなります。

そのため、個々の職場の中で、子育てを社会全体で見守る意識を育て、仕事と家庭を両立しやすい制度の運用や子育てを支援する雰囲気づくりが重要となっています。

施策の方向性

育児休業の取得を促進するとともに、出産や育児のために仕事を離れた母親（父親）の再就職に向けて、情報提供や技術習得の支援を進めます。また、企業等の職場の子育て意識を高めるため、就労環境改善を促すとともに、企業イメージの向上に寄与する、企業の子育てにかかる就労環境のPRを推進します。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①多様な働き方の情報提供				
育児休業取得の啓発	・育児・介護休業法等の周知による育児休暇取得の促進。	C	検討	子育て支援課 商工観光課 商工会 等
企業等への再雇用促進	・企業等の事務所への再雇用制度の普及・啓発。	B	継続	
再就職情報の提供	・再就職に関する情報提供及びハローワーク等との連携による再就職のための資格、技術の取得情報の提供。	B	継続	
②子育てしやすい就労環境の整備促進				
企業等への法規・制度の周知	・次世代育成支援対策推進法の周知。	B	継続	子育て支援課 商工観光課 商工会 等
企業環境のPR	・企業の子育て環境優良企業のPR。	B	継続	

基本目標Ⅲ すこやかな子どもと親の健康づくり

施策方向1 安心な母子保健医療サービスの充実

現状と課題

子どもが健やかに成長することができる地域社会を目指すことは、すべての子どもの心と体が健康に育ち、未来への希望が持てることにつながります。

現在、母子保健事業は、主として「角田市総合保健福祉センター（ウエルパークかくだ）」で実施しており、各種乳幼児健診・相談事業・予防接種などの総合的な保健医療サービスの提供を行っています。しかし、子どもの健康をめぐる状況は、軽度発達障害児の増加・乳幼児からの虫歯の増加、生活習慣病の低年齢化、新型の感染症、アレルギー性疾患など、新たな課題が生じています。

核家族化や少子化の進展により、子育てについての知識や技能などを身近な人から学ぶ機会が少ない状況も生じており、子どもの問題に気づかずに、健康や発達に影響を及ぼしてしまうこともあります。

そこで、子どもと母親の新たな健康問題に対応するため、妊娠前からの健康相談・指導を充実するとともに、家庭における健康づくりの啓発を進めていくことが必要となっています。また健康診断での予防的な支援とともに、診査後も各関係機関（医療・福祉・教育等）と連携しながら、さらに充実したフォローアップ体制をとっていくことが必要となっています。

また、安心して子育てをしていくためには、子どもが病気にかかったとき、身近でいつでも医療機関の診察や治療を受けることができる環境の整備が欠かせません。乳幼児・小児医療に関して不安や悩みをもつ親が多く、特に夜間や休日の急病に対する小児医療の体制整備のニーズが高く、より身近な医療が確保できるよう、地域での小児医療体制の充実を図るとともに、救急医療に対応できる体制づくりを進めていくことが求められます。

施策の方向性

親の妊娠、出産、育児についての不安を取り除き、安心して子どもを生き育て、子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠前から健康面での支援体制の充実を図るとともに、子どもの発達相談や育児相談など、親子の相談体制の充実を図ります。

予防的支援の観点からは、各種健康診断や予防接種の充実を図るとともに、関係機関と連携を密にしながら、総合的な母子保健事業の充実に努めます。

また、急な疾病等にも対応できるよう、家庭内看護の方法についても、普及・啓発を行うとともに、小児医療の確保や救急医療体制の整備・充実に努めます。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①母性保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療の助成。 ・母子・父子健康手帳交付と個別相談。 ・妊婦健康診査（健診料の助成）。 ・妊婦歯科健康診査（健診料の助成）。 ・妊産婦・新生児への訪問指導。 ・要支援妊婦に対する医療機関との連携した適切な保健指導。 	A	継続	健康推進課
②乳幼児健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・3～5か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児親子歯科健康診査、3歳6か月児健康診査。 ・2か月児・8か月児医師による一般健康診査（健診料の助成）。 ・健康診査時を利用し、健康づくり、育児相談・支援に関する情報等の提供。 ・要支援親子に対する健診後のフォロー。 	C	継続	
③乳幼児保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・おたんじょう相談 ・むし歯予防教室 ・育児相談・発達相談 	A	継続	
④乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児に関する情報の提供や乳児及びその親の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育について相談・助言とその他の援助。 	A	継続	
⑤育児支援家庭訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「乳児家庭全戸訪問事業」各種健診等で把握した、特に支援が必要と認められた保護者への養育に関する相談・指導、助言とその他の援助。 	A	継続	
⑥地域医療対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小児医療体制の整備、充実。 ・休日における診療体制の確保。 ・休日当番医療機関の周知。 	C	推進	
⑦夜間急患診療確保対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間における一次救急医療体制の確保及び二次救急医療体制の確保・充実。 	B	継続	
⑧感染症の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防の知識・技術の情報提供。 ・予防接種の奨励。 	B	継続	

施策方向2 子どもの健康づくりと心身の成長

現状と課題

妊娠・出産から、子どもの思春期まで、子どもとその家族の心身の健康を維持・増進していくための支援を充実させることが求められています。

乳幼児期は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけられるよう、親子の健康づくりを支援していくことが必要です。

また、学童期から思春期は子どもが心身ともに著しく成長する時期です。携帯サイトやインターネットによる情報の氾濫とともに、性行動の低年齢化による望まない妊娠や性感染症、子宮がんの予防が課題となっています。

この時期を通じて、子どもは、友達や親、周囲の人々との関係の中で、悩み成長していきますが、自殺予防も含めた心の成長を支えていく仕組みをつくるのが大切です。

このように、妊娠・出産から、乳幼児、学童、思春期まで、子どもとその親の心身の健やかな成長を支援していくためには、ライフステージの変化に対応して、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携し、総合的な取組が望まれます。

そのほか、健全な子どもの成長を育むために、農産物等の食材が豊富な本市の特性を活かして、地元食材による食育を進め、地域を愛する郷土意識や健全な食習慣を養っていくことが期待されます。

施策の方向性

中高生等の思春期世代に自己の健康管理指導を行うとともに、学校と連携して、性・妊娠・出産・育児に関する自立教育の推進と相談体制の充実を図ります。また、食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の問題を引き起こす原因となっていることから、地域の食材を活かすなど、食を通じた子どもの健全育成と健康づくりに努めます。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①精神保健事業				
思春期保健の充実	・仙南保健福祉事務所の専門家・医師による思春期相談を実施し、思春期問題に関するカウンセリング体制の確保。 ・性感染症、薬物、飲酒・喫煙等の健康障害に関する知識の普及・啓発。	B	継続	健康推進課 保育所 児童館 幼稚園 学校
思春期学習と相談の充実 (命を守るための教育)	・思春期を対象とした専門家の講演会の実施。 ・高校生の赤ちゃんふれあい体験による子育て教育の実施。 ・中高生の保育所・児童館等訪問。	B	継続	

②健康づくり事業				
健康づくりの啓発	・健康づくり運動、心の健康に関する知識の普及。	B	継続	健康推進課 学校
ストレス解消・こころの健康に関する情報提供	・児童、生徒の心の健康知識・対処方法の普及。	B	継続	
③にこにこ健康プラン事業				
栄養・食生活情報の発信	・広報、自治センターだより、HP等を通じて、子どもの成長を促す栄養情報の提供。 ・適正体重についての健康教育。 ・朝食の必要性の知識の普及。	B	継続	健康推進課
④食育事業				
食育の推進	・乳幼児健康診査時の乳幼児食やおやつ指導。 ・食育講座（3歳6か月児～就学前親子）。 ・栄養相談（電話、面接、訪問、子育て支援センターとの連携）。 ・保育所、児童館、幼稚園等での食育の推進。 ・小・中学校での地域食材と正しい食生活習慣の学習指導（栄養士の学校訪問）。 ・アレルギー児童・生徒への対応。 ・地元食材の調理講習会の実施。 ・食生活改善推進員との食育交流。	B	継続	健康推進課 生涯学習課 農政課 自治センター 学校 保育所 児童館 幼稚園 給食センター

基本目標Ⅳ 子育てを支える地域づくり

施策方向1 子育て支援地域ネットワークの充実

現状と課題

少子化及び核家族化の進展により、地域と子育て家族のつながりは弱くなり、子育て家庭が社会から孤立する状況が考えられます。保護者が子育ての根本的な責任を負うものですが、社会環境の大きな変化により家庭の機能は弱体化し、子育てに不安を感じる保護者も増加しています。子育てを家庭や地域社会全体で支えるためには、子育て家庭、地域の関連機関、地域の人々との連携が必要です。

地域の子育て支援ネットワークを構築し、子育て関連の情報を交換する場づくりを進め、子育てサークル相互の交流を促進するなど、育児不安の解消を図るとともに、地域で支えるという意識を醸成するために、人々が気軽に集え、交流を広げていく場づくりが必要であり、育児ストレスなどを緩和する取組が期待されています。

施策の方向性

地域の子育てに関わる関係機関・団体が連携を強化し、情報を共有することによって、効率的・効果的なサービスが行われるよう、ネットワークでつながりあう体制づくりを進めます。また、育児サークルなどの仲間づくり、保護者相互のネットワークづくりを進め、活動の紹介や活動拠点の提供を中心として、自主的な活動を支援します。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①子育て支援地域情報・交流の促進				
参加型子育てマップの作成	・参加型の「子育てマップ」づくりの推進。	B	継続	子育て支援課 児童館
子育て情報の発信	・子育て母親の参加による子育て情報の発信。	B	継続	子育て支援 センター
子育て交流の場づくり	・児童館、自治センター等での子育て親子の交流推進。	B	継続	教育総務課 生涯学習課 自治センター
子ども図書館の活用	・読書をとおして親と子の交流の場を提供。	B	推進	図書館

②地域の人材活用と育成				
子育てボランティアの育成・組織化	・子育てボランティアの体験講座の開催。	A	継続	子育て支援課 子育て支援センター 健康推進課 教育総務課 社会福祉協議会 図書館
子育て支援連絡体制の充実	・子育て支援センターが中心となり、子育て支援機関・団体との支援連絡体制の構築。	B	継続	
ボランティア保険制度の活用	・子育てボランティアの活動を支援する保険の活用。	A	継続	
学校ボランティア	・地域に開かれた学校づくりを推進するため地域との連携の推進。	A	継続	
ブックスタート事業	・赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心の触れ合いをもつきっかけづくりのお手伝い。	A	継続	

施策方向2 子どもの健全育成の推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに成長することは市民みんなの願いです。しかし、少子高齢化や核家族化・情報化等の社会の急激な変化の中で、子どもたちに関わる様々な問題が起きています。

子どもたちの成長には、集団との関わりあいや実体験を通してお互いの違いを確認し、社会のルールを学ぶことや自分の役割や責任を学ぶことが重要です。学童保育や児童館への自由来館、放課後や週末などの子どもたちの居場所づくりを確保することが期待されています。

このように子どもたちをめぐる問題は複雑多様化しており、関係機関との連携と柔軟な対応が望まれています。

施策の方向性

子どもの健全育成のためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を明確にしてこれまで以上に連携を深め、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

具体的には、青少年のための県民会議等との連携及び放課後・週末における地域の子どもたちと多様な世代との交流活動の推進や、「子どもの居場所づくり」など、その充実・拡充等に努めます。

また、家庭教育は教育の原点です。核家族化の進展や地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下していると言われています。子どもたちの発達段階に応じた家庭教育の充実に努めます。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①青少年のための県民会議等との連携				
青少年のための県民会議等との連携による健全育成の推進	・様々な問題を検討するため、学校、教育委員会等との関係強化。	B	継続	健康推進課 子育て支援課 生涯学習課 教育総務課 学校
②多様な世代間交流の推進				
自治センター等での交流活動の推進	・各自治センターで、特色ある昔遊び等を通じた子どもと高齢者等の世代間交流の推進（ふれあい広場等）。 ・3、4歳児と親、祖父母の遊びと交流機会の提供。	B	継続	生涯学習課 自治センター 学校 保育所 児童館
保育所・学校での世代間交流	・保育所児童と高齢者との交流。 ・祖父母の授業参観と遊びの交流。	B	継続	
児童館の地域交流事業	・児童館と地域との交流。	B	継続	
③地域の遊び場・たまり場の形成、家庭教育の支援				
子どもの居場所づくりの推進	・子どもの居場所づくりの提供。 ・地域の人材登録による協力体制の充実。	B	継続	生涯学習課 自治センター 学校 保育所 児童館 幼稚園
協働教育プラットフォーム事業	・家庭教育支援チームの活動。 ・家庭教育支援のための学習機会の効果的な提供。	B	継続	
④いじめ相談事業				
電話相談の実施	・児童生徒生活指導員配置による相談体制の充実。	A	推進	教育総務課

基本目標Ⅴ 安全に安心して学び、遊べる環境づくり

施策方向1 子どもがいきいきする教育の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く社会の状況は、少子高齢化やグローバル化に代表されるなど急激なスピードで変化しています。こうした状況の中で子どもたちの学力の低下、いじめ、不登校などが問題となっています。これからの社会では、子どもたち一人ひとりの個性をしっかりと育みながら、基礎的・基本的な知識を身につけさせ、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体を併せもった「生きる力」を養うことが、子どもたちの人間形成に向けて重要です。

また、放課後や休日などの子どもたちの過ごし方なども社会の変化とともに移り変わり、親や友達との関わり方も変化しています。こうした中、地域の子どもが互いに交わり楽しく過ごせるために「地域の教育力」の向上も求められています。

そのため、家庭、地域と一体化となった信頼される学校づくりの推進を図るとともに、地域の子育て力の向上を図っていくことが重要であり、地域活動の担い手の育成や地域参加の促進が求められています。

施策の方向性

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、地域全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体を育み、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実を図ります。

今後、学校の教職員等とも協力し、子どもたちの学習意欲をより高め、「生きる力」を身につける教育や信頼される学校づくりなどの推進を目指します。

また、保護者と地域・学校が一体となって子どもたちの成長を見守り、支援していき良質な学習環境の充実を図ります。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①子どもの力を引き出す学校づくり				
特色のある学校運営	・地域の特性を生かすなど子どもの学ぶ意欲を高める教育の推進。	A	継続	教育総務課 学校
学社融合等地域との連携	・学校評議員制度の活用等による地域・家庭と学校の連携・協力の推進。	A	推進	

学校生活の安全確保	・侵入者等の問題に対応する安全管理マニュアルの遂行。 ・防災・防犯対策や安全な通学に向けた関係機関との協力体制の構築。	A	推進	教育総務課 学校
学校特別支援事業	・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への指導を行う教員補助者の配置。	A	推進	
②体験・参加型による心の学習の推進				
職場体験	・職場体験訪問学習（中学生）による職場意識の醸成。	B	継続	教育総務課 生涯学習課 商工観光課 生活環境課 市民生活課 自治センター 学校 商工会
起業家教育の促進	・キッズマート（小学校）の活動による起業家意識の育成。	A	継続	
農業体験	・農業体験による農業生産現場の体験。	B	継続	
環境の学習	・こどもエコクラブを活用した環境活動のサポート、市内企業と連携したりサイクルを学ぶための環境出前講座の実施。	D	検討	
③子どもの自主活動の育成				
地域での少年ふるさと学習の推進	・各自治センターで特色ある教室の開催。 ・地域の伝統活動の推進。	B	継続	生涯学習課 自治センター
異年齢交流活動の推進	・子ども会等地域の異年齢の活動の推進。 ・ジュニアリーダーの育成及び活動支援。	B	継続	
スポーツ振興による子どもの体づくり推進	・スポーツ少年団等の活動支援。 ・総合型地域スポーツクラブの育成支援。	B	継続	

施策方向2 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

角田市では、「角田市生活安全条例」に基づき、市内において事業を行っている事業主や学校などを含めた関係機関と連携のうえ、犯罪等を防止するための広報・啓発活動や安全な地域づくりなどの活動を実施しています。

しかし、角田市においても、近年子どもが犯罪や事故に巻き込まれる事件が発生したり、児童虐待等の相談件数が増加傾向にあります。その原因は様々ですが、核家族化、世帯の少人数化、地域社会の変容等の中で、子どもの安全を守る取組が必要であり、子育て家庭が孤立しないような支援の重要性が増しています。また、子どもたちが安心して外出できるようなまちづくりも必要となってきます。

そのため、虐待をはじめとする要保護児童の早期発見・早期対応の徹底と関係機関との連携強化の必要があります。また、市民参加によるまちづくりや、乳幼児を連れた親や子どもの視点に立って、安全に利用できるような道路や施設環境の整備・改修を行うなど、

子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備が望めます。

施策の方向性

子どもたちを事故や犯罪、災害から守るために、市民各層への交通安全、防犯・防災の意識啓発を推進するとともに、行政と関係団体や家庭・地域などの市民が一体となった地域ぐるみの防犯・防災体制の充実、強化を図ります。

虐待予防と被虐待児とその家庭に対する支援として、「角田市要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、虐待の早期発見や適切な対応に努め、専門機関として配慮が必要な子どもと家庭への支援を行っていきます。

また、子どもが使用する施設などの安全確保を図るため、子育てや子どもの視点に配慮した整備・改修に努めます。

■主な施策

施策名（事業名）	内 容	後期 評価	今後 方針	担当課
①交通安全・防犯対策の充実				
地域防犯協力システムの構築	・子ども会育成会の子ども110番（カンガルーハウス等）の周知と充実。 ・小学校区ごとのパトロール隊の充実。	B	推進	防災安全課 土木課 教育総務課 子ども会 育成会 学校 生涯学習課
防犯マップ作成による安全対策	・住民参加による地域の防犯危険箇所マップの作成。 ・防犯危険箇所の安全対策の実施。	B	継続	
スクールゾーン周辺安全管理の推進	・街路等維持管理事業（凹凸の修復等）。 ・危険ブロック塀等の除去事業。	B	継続	
チャイルドシートの正しい着用の推進	・チャイルドシートの着用啓発の実施。	B	継続	
広報・啓発	・交通安全・防犯教室の開催。 ・防犯に関する広報・啓発活動（特にネット犯罪・トラブル防止等）。 ・安全パトロールの実施。	B	継続	
各種防犯防災訓練	・マニュアルに基づく避難訓練。 ・地域防犯・防災訓練。	B	継続	
②児童虐待等の対策強化				
要保護児童対策地域協議会の運営	・角田市要保護児童対策地域協議会の機能強化と積極的な活用による要保護児童等の早期発見、早期対応の徹底。 ・協議会構成関係機関との情報共有と連携強化。	B	推進	子育て支援課

③子育てしやすい環境づくり				
地区児童館・児童遊園の遊び場としての活用	・児童館、児童遊園の利用形態の周知。 ・児童館、児童遊園の安全管理対策。	B	継続	子育て支援課 土木課 農政課 各公共施設
ユニバーサルデザインによる整備・改修	・公共施設等への子育て対応設備の整備、改修。 ・ベビーカー等に対応した歩道、交差点の改良等の推進。 ・公共施設トイレにおけるベビーベッド等の設置の推進。	B	継続	
公園等施設の改善	・公園等公共施設周辺道路の安全対策の推進。	B	継続	

第6章



今後の取組体制

第6章 今後の取組体制

1 推進体制の整備

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを決めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民のニーズに添えていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指していきます。

このため、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「角田市子ども・子育て会議」や、庁内組織である「角田市子ども・子育て支援事業計画等調整会議」において、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。

資料編



資料編

1 子ども・子育て会議

(1) 角田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、角田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後において、最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 委員名簿

(平成27年3月1日現在)

氏 名	所属機関等	備考
斗蔵 司	公立保育所保護者会代表	～平成26年3月31日
齋藤 俊也		平成26年4月1日～
牛澤 順	角田市父母教師会連合会代表	～平成26年3月31日
八巻 隆次		平成26年4月1日～
早坂 雅彦	角田市誘致企業事業所代表	
石川 光博	連合宮城仙南地域協議会角田地区会議代表	～平成26年1月29日
寺島 和徳		平成26年1月30日 ～平成26年9月26日
三浦 武志		平成26年9月27日～
及川 和枝	角田幼稚園 園長	
奥野 成賢	ミネ幼稚園 園長	
小野寺 洋一	角田カトリック幼稚園 園長	
藤崎 隆	なかよし保育園 園長	
川上 朋子	NPO法人角田保育ママの会 理事長	
吉田 克哉	角田市社会福祉協議会会長	
坂田 俊夫	角田市行政区長会会長	

氏名	所属機関等	備考
荒 宏	角田市立角田小学校長	～平成26年3月31日
大沼 章		平成26年4月1日～
島津 恵美	民生委員児童委員協議会 主任児童委員 代表	
齋藤 みつ	前角田市立中島保育所長	
永井 哲	角田市教育委員会 理事 兼 教育専門監	

(3) 子ども・子育て会議の開催日と審議内容

【平成25年度】

●第1回

日時：平成25年11月29日（金） 午後1時30分から午後3時40分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

委嘱状交付

会長及び副会長の選出

角田市子ども・子育て支援事業計画等に係る諮問について

協議事項

- (1) 角田市子ども・子育て会議について
- (2) 子ども・子育て支援新制度の概要について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画等について
 - ① 角田市子育て支援行動計画後期計画の概要について
 - ② 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の概要について
 - ③ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について
- (4) その他

●第2回

日時：平成26年2月18日（火） 午後1時30分から午後2時50分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

委嘱状交付（交代委員のみ）

協議事項

- (1) 角田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査実施の概要について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画等について
 - ① 角田市子ども・子育て支援事業計画【計画骨子構成案】
 - ② 教育・保育提供区域の考え方

③ 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール

(3) その他

●第3回

日時：平成26年3月20日（木） 午後3時から午後4時10分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

協議事項

- (1) 角田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について
- (2) 子ども・子育て支援事業計画等について
 - ① 子ども・子育て支援事業計画「量の見込み」について
 - ② 子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
- (3) その他

【平成26年度】

●第1回

日時：平成26年5月22日（木） 午後3時から午後4時40分

場所：角田市総合保健福祉センター 会議室1

内容：

委嘱状交付（交代委員のみ）

報告事項

- (1) 子ども・子育て支援新制度にかかる進捗状況について

協議事項

- (1) ニーズ調査に基づく「量の見込み」について
- (2) 区域の設定（案）について
- (3) 基準条例作成にかかる方向性について
- (4) その他

●第2回

日時：平成26年7月17日（木） 午後1時30分から午後3時15分

場所：角田市総合保健福祉センター 会議室1

内容：

協議事項

- (1) 教育・保育「量の見込み」（案）について
- (2) （仮称）角田市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について
- (3) 保育の必要性の認定にかかる就労下限時間等の設定（案）について
- (4) 基準条例（案）について
 - ① 角田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

- ② 角田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 角田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) その他

●第3回

日時：平成26年9月11日（木） 午後1時30分から午後3時10分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

報告事項

- (1) 支給認定（保育の必要性の認定）手続きにおける事務局方針について
- (2) 支給認定までに整備する冷機の素案について
- (3) 利用者負担額の考え方について

協議事項

- (1) （仮称）角田市子ども・子育て支援事業計画（案）について

●第4回

日時：平成26年12月17日（水） 午後1時30分から午後3時10分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

協議事項

- (1) （仮称）角田市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額（案）について
- (3) その他

●第5回

日時：平成27年2月17日（火） 午後1時30分から午後3時00分

場所：角田市総合保健福祉センター 研修室

内容：

報告事項

- (1) 角田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用者負担額について

協議事項

- (1) 角田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設利用定員の設定(案)について
- (2) 角田市子ども・子育て支援事業計画（案）について
- (3) その他
 - ・平成27年度小規模保育事業者の応募・選定状況及び意見聴取について

会議終了後、吉田会長より大友市長へ、「角田市子ども・子育て支援事業計画等」にかかる答申がありました。



角田市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 角田市

編集 市民福祉部子育て支援課

住所 〒981-1592 宮城県角田市角田字柳町35-1
(角田市総合保健福祉センター内)

TEL 0224-63-0134 FAX 0224-63-3975

